

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年4月14日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中谷 友行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【事務連絡者氏名】	堂島 孝太
【電話番号】	03-6700-4111
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	フコク株2.5大河 フコク株5.0大河 フコク株7.5大河
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	フコク株2.5大河 5,000億円を上限とします。 フコク株5.0大河 5,000億円を上限とします。 フコク株7.5大河 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

フコク株25大河、フコク株50大河、フコク株75大河

（以下、上記のそれぞれをまたは上記を総称して「当ファンド」または「フコク株大河」、「大河」ということがあります。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初の1口当たり元本は1円（1万口当たり元本金額1万円です。）

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド上限 5,000億円

### （４）【発行（売出）価格】

販売会社受付日の翌営業日の基準価額 とします。

取得申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

### （５）【申込手数料】

かかりません。

自動けいぞく投資コース の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資さ

れます。

自動けいぞく投資コースでは、自動継続投資契約（計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約。販売会社により名称が異なる場合があります。）を販売会社と結びます。

#### （６）【申込単位】

1円以上1円単位とします。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

確定拠出年金制度を利用して購入される加入者の申込単位は、該当運営管理機関の取決めにいたします。

#### （７）【申込期間】

2026年4月15日から2026年10月14日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### （８）【申込取扱場所】

原則として販売会社の本支店等とします。

販売会社については下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社 電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時） ホームページアドレス： <a href="https://www.myam.co.jp/">https://www.myam.co.jp/</a>
--

#### （９）【払込期日】

各ファンドの取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

なお、振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、当該申込みにかかる追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### （１０）【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。お申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「（８）申込取扱場所」をご参照下さい。

#### （１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

#### （１２）【その他】

取得申込者の制限について

申込を行う投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用指図に基づいて取得申込を行う資産管理機関および国民年金基金連合会（以下「連合会」といいます。）等に限るものとします。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

年1回（7月15日、休業日の場合は翌営業日）

申込金額には利息は付きません。

## 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

「フコク株25大河」、「フコク株50大河」、「フコク株75大河」は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

当ファンドは一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

##### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### <商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

##### 追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

##### 内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### 資産複合

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産の各資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	北米	ファミリー ファンド	あり ( )
	年12回 (毎月)	欧州		
	日々	アジア		
不動産投信	日々	オセアニア		
	その他 ( )	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券) (資産配分固定型)))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

#### <属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

##### その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）（資産配分固定型）））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて、主として株式、債券に投資し、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

##### 年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

##### グローバル（日本含む）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む。）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

##### 為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（アドレス：<https://www.imaj.or.jp/>）で閲覧が可能です。

信託金の限度額：各ファンド 上限5,000億円

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## ファンドの特色

資産配分の異なる3つのファンドによって、お客様のリスク許容度に合わせた資産運用が可能です。

### <フコク株25大河> 債券重視型

株式の組入比率を信託財産の純資産総額の25%程度とし、公社債を主体とした運用を行います。

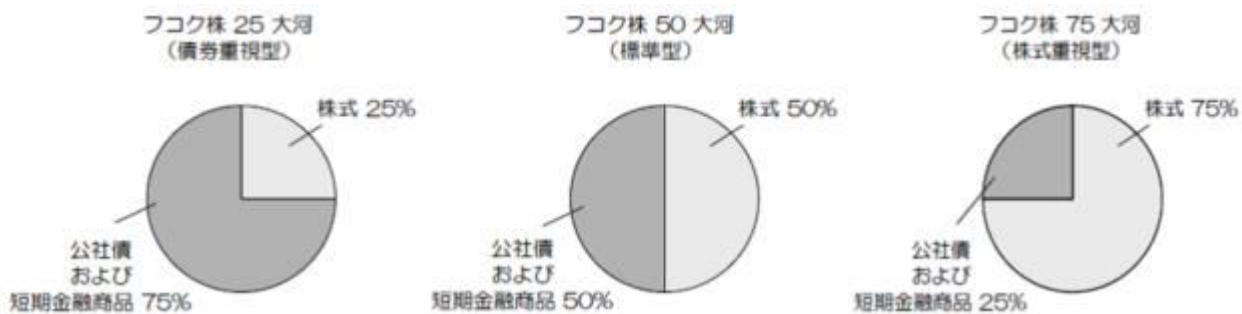
### <フコク株50大河> 標準型

株式の組入比率を信託財産の純資産総額の50%程度とし、株式と公社債をほぼ同比率の組入れとした運用を行います。

### <フコク株75大河> 株式重視型

株式の組入比率を信託財産の純資産総額の75%程度とし、株式を主体とした運用を行います。

### <イメージ図>



## 基準ポートフォリオ

委託会社は、各ファンドについて純資産総額に対する株式部分（以下「株式アセット」といいます。）の組入比率（フコク日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンドおよび明治安田欧州株式マザーファンドの組入比率の合計）、債券部分（以下「債券アセット」といいます。）の組入比率（フコク日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの組入比率の合計）およびそれらに含まれる各マザーファンドの組入比率の内訳および短期金融商品の組入比率を、以下の通り設定し管理します。

	フコク株25大河	フコク株50大河	フコク株75大河
株式アセット	25.0%	50.0%	75.0%
フコク日本株式マザーファンド	15.0%	35.0%	50.0%
明治安田アメリカ株式マザーファンド	6.0%	9.0%	15.0%
明治安田欧州株式マザーファンド	4.0%	6.0%	10.0%
債券アセット	72.0%	47.0%	22.0%
フコク日本債券マザーファンド	67.0%	42.0%	22.0%
明治安田外国債券マザーファンド	5.0%	5.0%	0.0%
短期金融商品	3.0%	3.0%	3.0%

上記の各比率の組合せを総称して各ファンドの基準ポートフォリオといいます。

## 参考<国内資産と外国資産の投資比率の目安>

	フコク株25大河	フコク株50大河	フコク株75大河
国内資産	85%	80%	75%
外国資産	15%	20%	25%

## （２）【ファンドの沿革】

2001年12月20日 信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始

「大河」のマザーファンドである「フコク日本株式マザーファンド」および「フコク日本債券マザーファンド」については2001年7月27日に、「明治安田欧州株式マザーファンド」については2000年1月28日に、「明治安田外国債券マザーファンド」については2000年3月24日に、「明治安田アメリカ株式マザーファンド」については2000年4月25日に、それぞれ信託契約が委託会社と受託会社の間で締結されています。

2004年1月1日

「YPW欧州株マザーファンド」、「YPW外国債券マザーファンド」、「YPWアメリカ株マザーファンド」のファンド名をそれぞれ「安田欧州株マザーファンド」、「安田外国債券マザーファンド」、「安田アメリカ株マザーファンド」へ変更しております。

2010年10月1日

- ・ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継
- ・「安田欧州株マザーファンド」から「明治安田欧州株式マザーファンド」へ、「安田外国債券マザーファンド」から「明治安田外国債券マザーファンド」へ、「安田アメリカ株マザーファンド」から「明治安田アメリカ株式マザーファンド」へ、ファンド名変更

2010年10月1日

- ・投資対象である明治安田外国債券マザーファンドについて投資顧問会社を「UBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インク」から「UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド」に変更

2011年4月1日

- ・明治安田アメリカ株式マザーファンドに関し、UBS グローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インクとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社運用に変更

2019年6月7日

- ・投資対象である明治安田外国債券マザーファンドについてUBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、明治安田アセットマネジメント株式会社による運用に変更

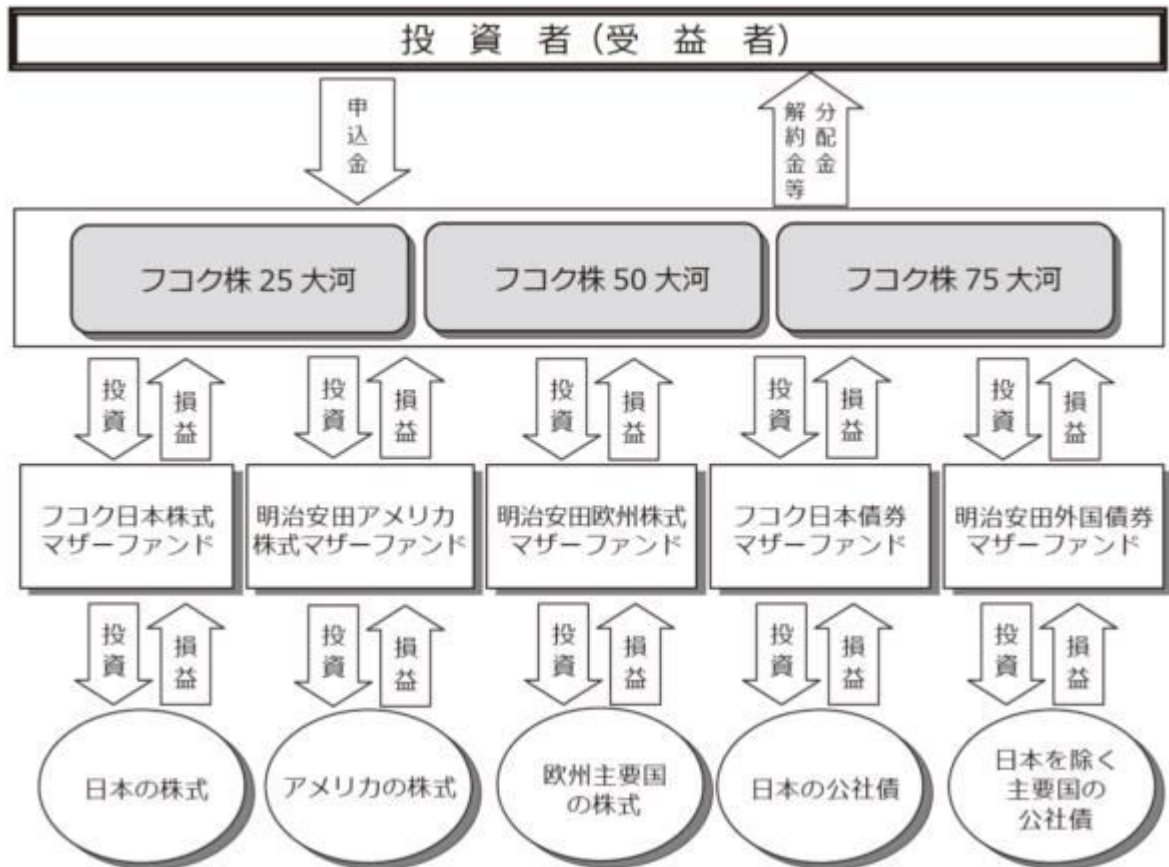
2024年10月1日

- ・投資対象である明治安田欧州株式マザーファンドについてニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、明治安田アセットマネジメント株式会社による運用に変更

## （３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

#### 委託会社等およびファンドの関係法人

##### 1. 委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

##### 2. 受託会社（受託者）：みずほ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。

（受託会社は信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。）

##### 3. 販売会社

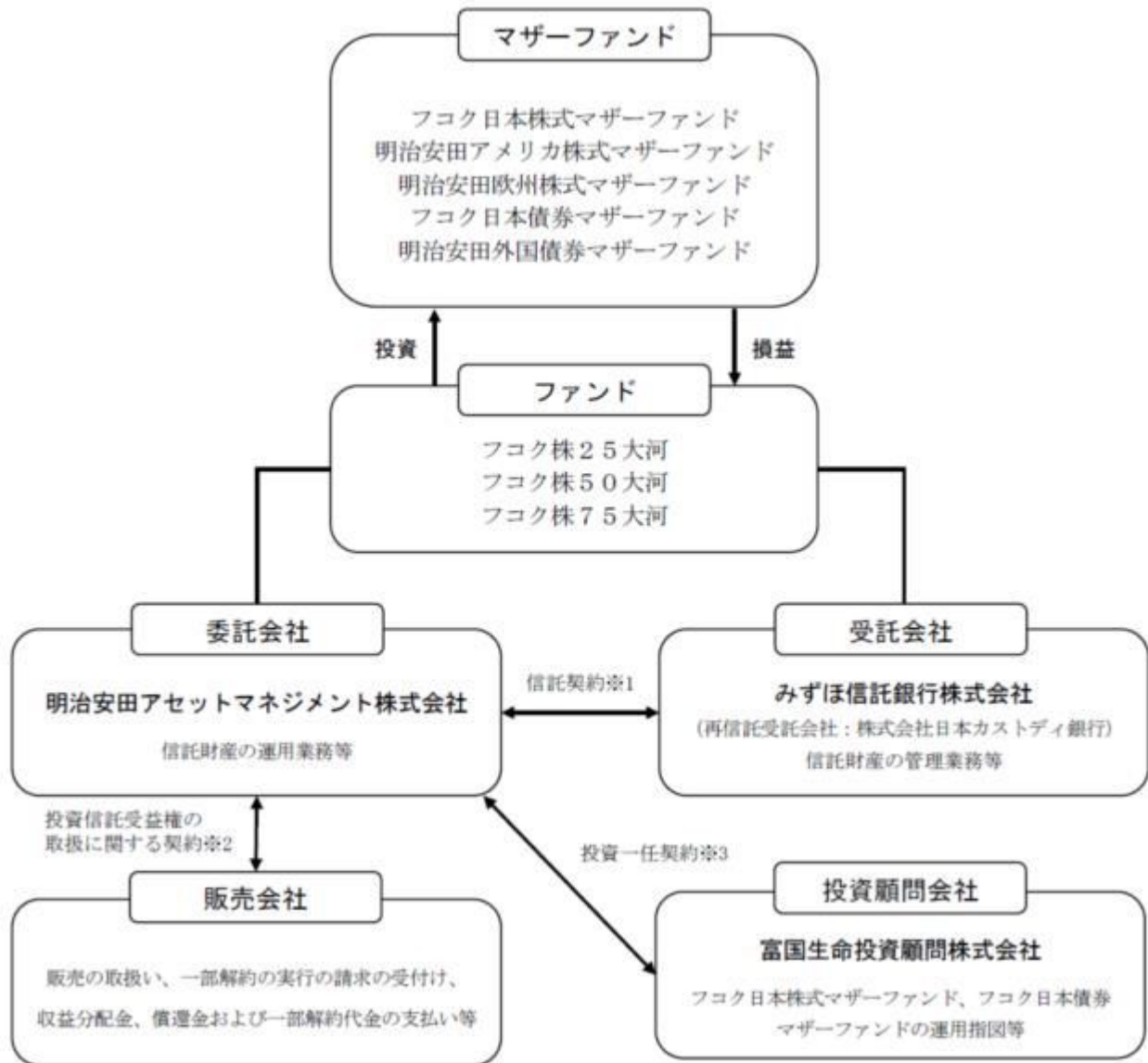
ファンドの販売会社としての募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。

##### 4. 投資顧問会社：

富国生命投資顧問株式会社

（以下「富国生命投資顧問」ということがあります。）

「フコク日本株式マザーファンド」、「フコク日本債券マザーファンド」の投資顧問会社として、運用指図に関する権限の一部の委託を受けて、投資判断・発注等を行います。



### 1 信託契約

委託会社と受託会社との間において、「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

### 2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において、「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、買取りおよび解約の取扱い等を規定しています。

### 3 投資一任契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資一任契約」を締結しており、運用指図に関する権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等を規定しています。

#### 委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円
2. 委託会社の沿革

- 1986年11月：コスモ投信株式会社設立  
 1998年10月：ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更  
 2000年2月：商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更  
 2000年7月：明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更  
 2009年4月：商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更  
 2010年10月：安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

### 3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	18,887株	100.00%

### < マザーファンドの運用手法 >

運用ファンド	運用会社 (投資顧問会社)	運用手法
フコク日本株式マザーファンド	富国生命投資顧問株式会社	リサーチ重視のボトムアップ・アプローチにセクター判断を付与して、中長期的な視点で超過収益の獲得を目指します。銘柄選択においては、企業のファンダメンタルズ分析を行い、市場の評価との差異に着目して投資します。
明治安田アメリカ株式マザーファンド	明治安田アセットマネジメント株式会社	S&P500指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用いて運用を行います。クオンツ・リサーチ、ポートフォリオ管理およびポートフォリオ評価に至る一連の業務は、運用チームに一元化されています。
明治安田欧州株式マザーファンド	明治安田アセットマネジメント株式会社	MSCIヨーロッパ・インデックス採用銘柄を投資対象とし、当社独自のクオンツモデルにより多面的な個別銘柄分析を行いポートフォリオを構築します。パフォーマンス分析およびリスク管理によりポートフォリオのリバランス等を行います。
フコク日本債券マザーファンド	富国生命投資顧問株式会社	金利戦略、信用スプレッド戦略の二つの戦略を組み合わせることで、中長期的に安定した超過収益の獲得を目指します。銘柄選択においては、信用リスク分析・スプレッド分析により、最終利回りを重視して投資します。
明治安田外国債券マザーファンド	明治安田アセットマネジメント株式会社	ファンダメンタルズ分析を重視したトップダウン分析を踏まえ、通貨アロケーション戦略、デュレーション・イールドカーブ戦略や種別・銘柄戦略を策定、ポートフォリオ全体のリスクコントロールを行いつつ運用を行います。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### ・基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### ・運用方法

##### 投資対象

フコク日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、フコク日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

##### 投資態度

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分

散投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。

2. 各ファンドについて、以下を基準ポートフォリオとして運用を行います。

**<フコク株25大河>**

株式の組入比率を信託財産の純資産総額の25%程度とし、公社債を主体とした運用を行います。

**<フコク株50大河>**

株式の組入比率を信託財産の純資産総額の50%程度とし、株式と公社債をほぼ同比率の組入れとした運用を行います。

**<フコク株75大河>**

株式の組入比率を信託財産の純資産総額の75%程度とし、株式を主体とした運用を行います。

3. 各ファンドの基準ポートフォリオの変更は、原則として行いませんが、中長期的観点から必要と認められる場合は、見直しを行うことがあります。株式部分と公社債部分の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下10%程度以内に、各マザーファンド受益証券（短期金融商品を含みます。）の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下5%程度以内に抑制しつつ運用を行います（ただし、各マザーファンドの組入比率は、純資産総額に対してゼロ%を下限とします。）。
4. 設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。
5. 外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンド受益証券の投資方針に対応します。

**<明治安田アメリカ株式マザーファンド>**

原則として行いません。ただし、市況動向等によっては為替ヘッジを行う場合があります。

**<明治安田欧州株式マザーファンド>**

原則として行いません。

**<明治安田外国債券マザーファンド>**

原則として行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

マザーファンドの投資方針

**<フコク日本株式マザーファンド>**

・基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

・運用方法

投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

投資態度

1. わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式に投資し、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指し

ます。

2. 銘柄選定にあたっては、個別企業の調査・分析に基づくボトムアップ・アプローチを基本とします。
3. ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
4. 株式の組入れ比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
5. 国内株式等の運用指図に関する権限は、富国生命投資顧問株式会社に委託します。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
8. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
9. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

東証株価指数（TOPIX）は、株式会社J P X総研が算出する株価指数であり、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。

TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXに係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。J P Xは、TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。J P Xは、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J P Xは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本件商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではありません。J P Xは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。J P Xは、当社又は本件商品の購入者のニーズをTOPIXの指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。上記に限らず、J P Xは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

## < 明治安田アメリカ株式マザーファンド >

### ・ 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

#### ・運用方法

##### 投資対象

S&P500指数採用銘柄を主要投資対象とします。

##### 投資態度

1. S&P500指数（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2. S&P500指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用いてポートフォリオを構築します。
3. 株式の組入れ比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
4. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
5. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
8. 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等によっては為替ヘッジを行う場合があります。

S&P500指数（以下「S&P500」ということがあります。）とは、米国の上場、店頭銘柄のうち主要業種から選ばれた500銘柄で構成される市場全体の動きを表す代表的指数であり、時価総額加重平均指数です。

「S&P500」は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーの所有する登録商標であり、当社に対して利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは、「本商品」を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また「本商品」への投資適合性についていかなる表明・保証・条件付け等するものではありません。

「S&P500<sup>(R)</sup>」はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これの使用ライセンスが明治安田アセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P<sup>(R)</sup>、S&P 500<sup>(R)</sup>、US 500、The 500、iBoxx<sup>(R)</sup>、iTraxx<sup>(R)</sup> およびCDX<sup>(R)</sup> は、S&P Global, Inc.またはその関連会社（「S&P」）の商標です。Dow Jones<sup>(R)</sup> は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、明治安田アセットマネジメント株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。指数に直接投資することはできません。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）によってスポンサーとなっておらず、推奨、販売、または販売促進されているも

のではありません。S&P Dow Jones Indicesは当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、証券全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡する「S&P500<sup>(R)</sup>」の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。

「S&P500<sup>(R)</sup>」に関する、S&P Dow Jones Indicesと明治安田アセットマネジメント株式会社との間における唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesおよび/またはそのライセンサーの一定の商標、サービスマーク、および/または商号をライセンス供与していることです。

「S&P500<sup>(R)</sup>」は、明治安田アセットマネジメント株式会社または当ファンドを考慮することなく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、「S&P500<sup>(R)</sup>」の決定、構成または計算に際して、明治安田アセットマネジメント株式会社または当ファンドの所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。「S&P500<sup>(R)</sup>」に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資リターンを提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indicesは、（改正米国1940年投資会社法に定義する）投資顧問、商品取引顧問、コモディティ・プール・オペレーター、ブローカー・ディーラー、受託者、プロモーターでも、合衆国法典第15巻第77条k項(a)に列記する「専門家」でも、税務顧問でもありません。S&P Dow Jones Indicesが、証券、商品、暗号通貨又はその他資産を指数に採用した場合にも、それは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券、商品、暗号通貨またはその他の資産を購入、売却または保有するよう推奨したことにはならず、また投資助言もしくは商品取引の助言とはみなされません。

S&P DOW JONES INDICESは、「S&P500<sup>(R)</sup>」またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくは「S&P500<sup>(R)</sup>」を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、明治安田アセットマネジメント株式会社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られるべき結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、ライセンサーの商品の有価証券届出書、目論見書またはその他の募集資料を審査しておらず、いかなる部分も作成および/または証明しておらず、またS&P DOW JONES INDICESはそれらを管理していません。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESと明治安田アセットマネジメント株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

当ファンドにおけるクオンツ手法とは、マーケットや個別銘柄の株価変動に影響を与えるファクターを特定化・計量化し、その中でも様々な運用環境下で有効だと考えられるファクターを組合わせて構築される独自モデル（株式ランキングシステム）により計測された個別銘柄株式ランキング

に基づき運用を行う手法です。この運用プロセスは一貫して定量的に遂行されていきます。

### <明治安田欧州株式マザーファンド>

#### ・基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

#### ・運用方法

##### 投資対象

欧州主要国の株式を主要投資対象とします。

##### 投資態度

1. 欧州各国の株式に投資し、MSCIヨーロッパ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2. MSCIヨーロッパ・インデックス採用銘柄を対象とし、当社独自のマルチファクターモデルに基づき個別銘柄を多面的に評価し、その評価情報を効率的に反映させてポートフォリオを構築します。
3. ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
4. （削除）
5. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
6. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
7. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
8. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
9. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。
10. 組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。

MSCIヨーロッパ・インデックスは、欧州諸国企業の株価から構成される指数（インデックス）です。MSCIインデックスは、MSCI Inc.の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc.のサービスマークです。MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられております。またこれらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

### <フコク日本債券マザーファンド>

#### ・基本方針

この投資信託は、主として公社債への投資を行うことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

#### ・運用方法

##### 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

#### 投資態度

1. わが国の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
2. NOMURA-BPI総合をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
3. 投資に際しては、取得時において内外いずれかの格付会社からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。
4. 国内公社債等の運用指図に関する権限は、富国生命投資顧問株式会社に委託します。
5. 投資にあたっては、信用リスクを管理しながら、最終利回りを重視した銘柄選択を行います。マクロ経済分析をベースに、デレージョンのコントロールを行います。
6. 公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
7. 原則としてわが国の公社債に投資するファンドですが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為替はフルヘッジとします。
8. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
9. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
10. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
11. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。

内外いずれかの格付会社は、格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ社（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ社（S&P）とします。

#### <明治安田外国債券マザーファンド>

##### ・基本方針

この投資信託は、主として日本を除く主要国の公社債への投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

##### ・運用方法

##### 投資対象

日本を除く主要国の公社債を主要投資対象とします。

##### 投資態度

1. 日本を除く主要国の公社債を中心に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
2. FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。

3. 投資に際しては、いずれかの格付会社からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。
4. (削除)
5. ポートフォリオの構築にあたっては、市場のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析、センチメント分析等を行いつつ、信用リスク、流動性リスクおよび分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスク低減を図りつつ、投資を行います。
6. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。
7. 公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
8. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
9. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
10. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
11. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

格付会社は、原則としてムーディーズ社（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ社（S&P）とします。

## （２）【投資対象】

### 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）
  - ハ．金銭債権
  - ニ．約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ．為替手形

委託会社は、信託金を主として明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された下記1.から5.までのマザーファンド（以下「親投資信」と

ということがあります。)ならびに次の6.から27.までの有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. フコク日本株式マザーファンド
2. 明治安田欧州株式マザーファンド
3. 明治安田アメリカ株式マザーファンド
4. フコク日本債券マザーファンド
5. 明治安田外国債券マザーファンド
6. 株券または新株引受権証券
7. 国債証券
8. 地方債証券
9. 特別の法律により法人の発行する債券
10. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
11. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
12. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
13. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
14. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
15. コマーシャル・ペーパー
16. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前6.から16.の証券または証書の性質を有するもの
18. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
19. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
20. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
21. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
22. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
23. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
24. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
25. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
26. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
27. 外国の者に対する権利で前26.の有価証券の性質を有するもの

なお、6.の証券または証書、17.ならびに22.の証券または証書のうち6.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、7.から11.までの証券ならびに17.および22.の証券または

証券のうち7. から11. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、18. および19. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

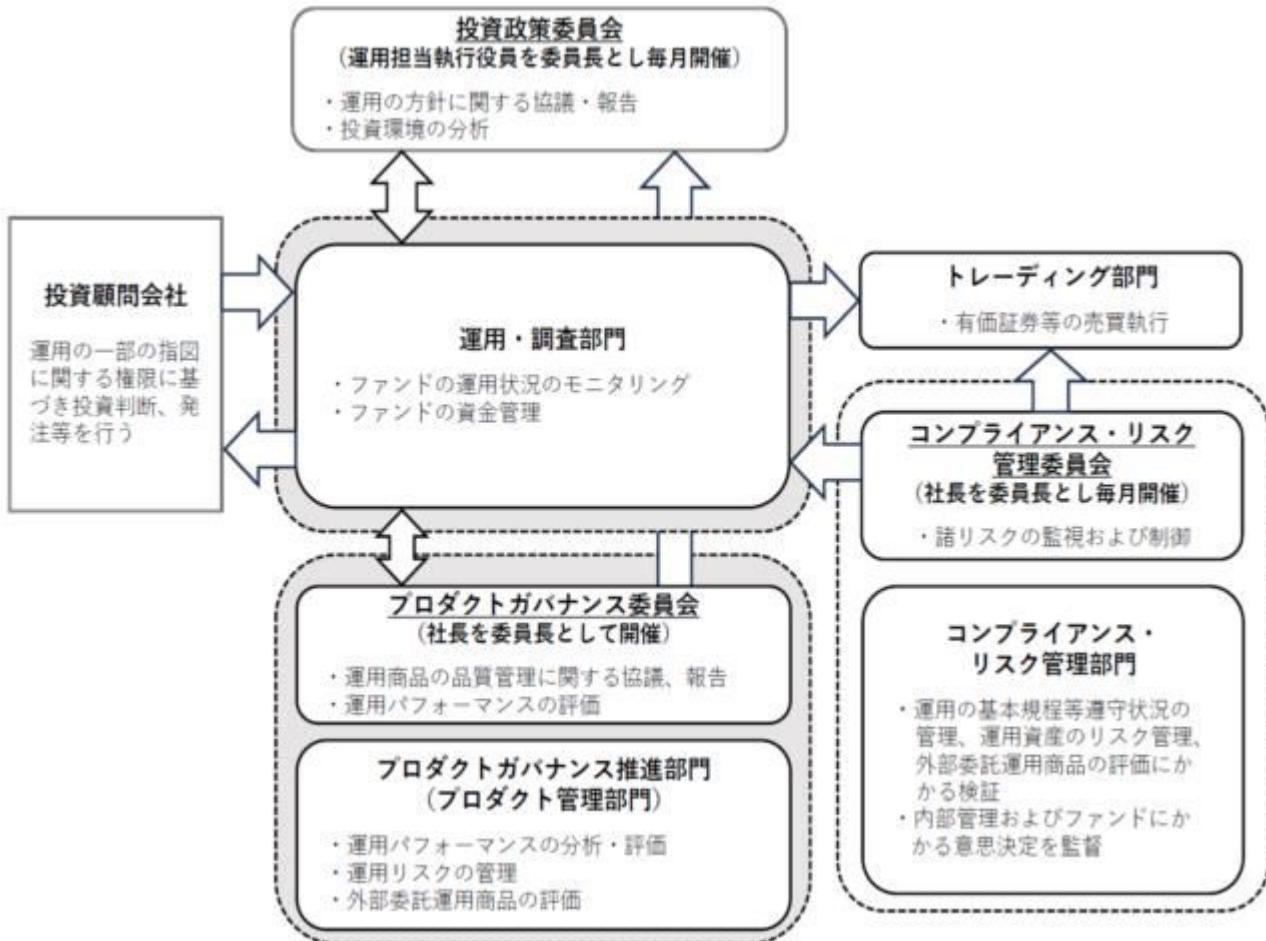
### （3）【運用体制】

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、ファンドコンセプト、運用の基本規程等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき運用を行います。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況のチェック、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、プロダクトガバナンス推進部（プロダクト管理グループ）が中心となって行います。必要に応じて投資顧問会社（外部委託先）に対しチェック結果のフィードバック等を行い、状況改善を指示します。

プロダクトガバナンス委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行います。必要に応じて投資顧問会社（外部委託先）に対し評価結果のフィードバック等を行い、状況改善を指示します。



プロダクトガバナンス推進部門（プロダクト管理部門）の人数は5～10名程度です。

コンプライアンス・リスク管理部門の人数は5～10名程度です。

- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」および基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、2026年1月30日現在のものであり、今後変更となることがあります。

また、委託会社のホームページ（<https://www.myam.co.jp/>）の会社案内から、運用体制に関する情報・運用担当者等に係る事項をご覧いただけます。

#### < 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

#### (4) 【分配方針】

年1回（毎年7月15日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて、収益の分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

#### 収益分配金の再投資

収益分配金は、原則として自動的に再投資されます。委託会社は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者と別に定める契約に基づき受益者に遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売却を行います。なお、販売会社による自己設定にかかる収益分配金は、再投資は行われずに販売会社に支払われます。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### （５）【投資制限】

ファンドは、法令および約款に基づき、以下の投資制限にしがいます。

##### <フコク株25大河>

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

##### <フコク株50大河>

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の65%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

##### <フコク株75大河>

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の90%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

#### <各ファンド共通>

##### 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

##### 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

2. 前1. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます（以下同じ）。

#### 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超える投資の指図をしません。

#### 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 信用取引の範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前1. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - b. 株式分割により取得する株券
  - c. 有償増資により取得する株券
  - d. 売出により取得する株券
  - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

- f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前e.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

#### 先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)
2. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 公社債の空売りの指図・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前1. の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

#### 公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図を行うものとします。
4. 前1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### 資金の借入れ

1. 委託会社は信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払い開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## 外国為替予約の指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 前1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額との総合計額と、信託財産にかかる為替の売予約の合計額とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額との総合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 前2. において、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の合計額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。前2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

## 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

## 法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

### < 同一株式の投資制限 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### < 投資運用業に関する禁止行為 >

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

## 3 【投資リスク】

### (1) ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

## 投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

### 値動きの主な要因

#### 1. 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

#### 2. 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

#### 3. 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

#### 4. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する

要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

## （２）リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

プロダクトガバナンス委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



### <流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

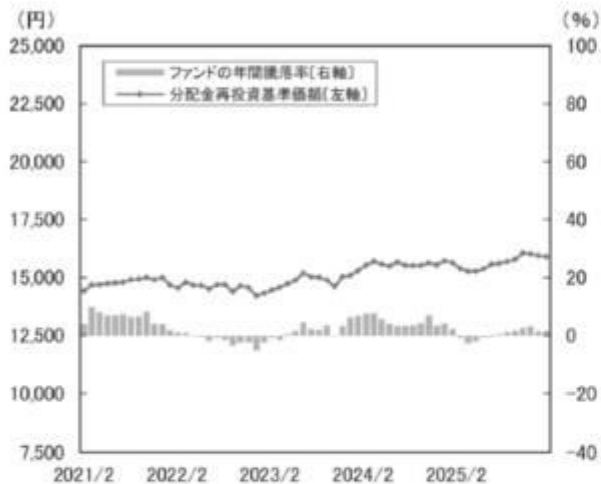
取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

ファンドのリスク管理体制等は、2026年1月30日現在のものであり、今後変更となることがあります。

## （３）参考情報

## 当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

### ◆フコク株25大河



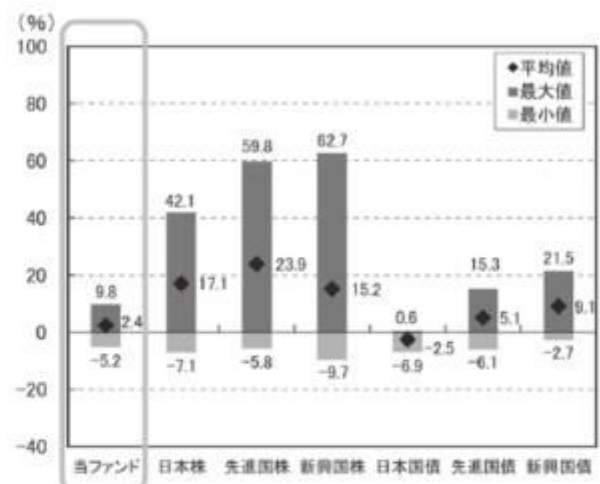
※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

（以下、各ファンドにおいて同じ。）

## 当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2021年2月～2026年1月



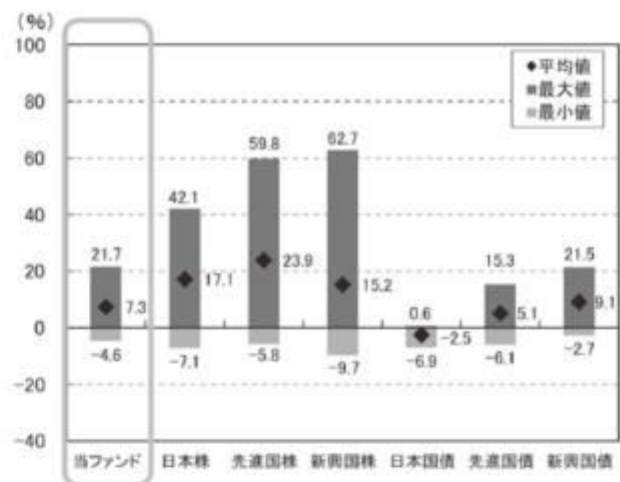
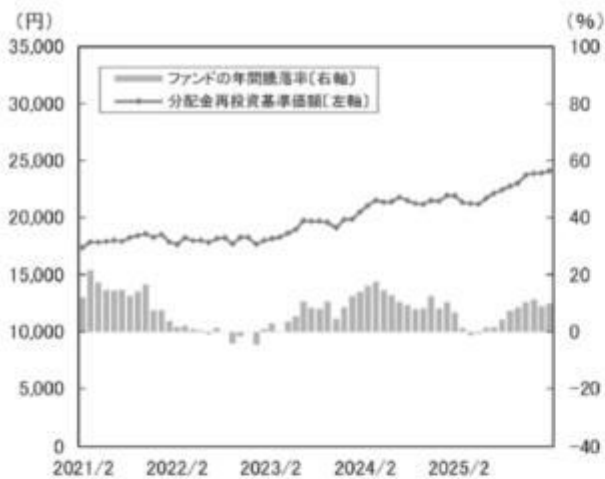
※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

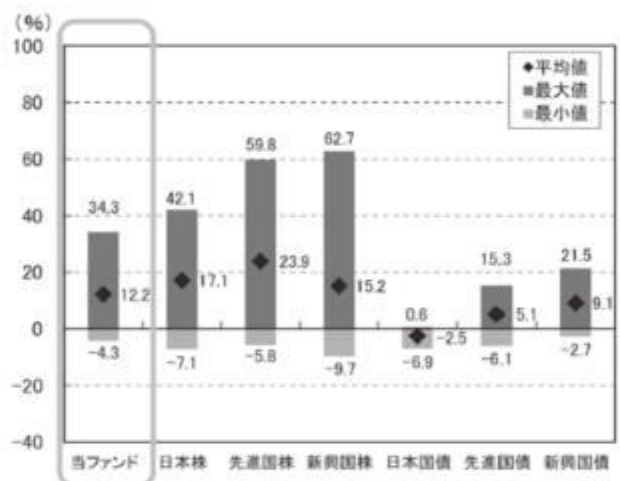
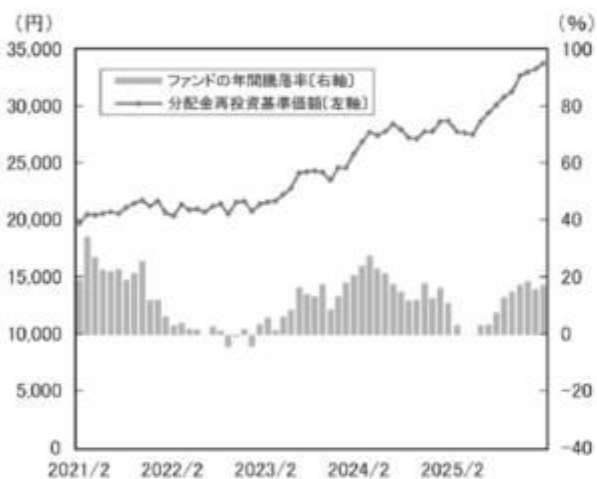
※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

（以下、各ファンドにおいて同じ。）

## ◆フコク株50大河



## ◆フコク株75大河



## &lt;各資産クラスの指数について&gt;

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社 JPX 総研又は 株式会社 JPX 総研の関連会社
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	野村フィデューシャリー・ リサーチ&コンサルティング 株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

※各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、適法性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

## &lt;代表的な資産クラスの指数について&gt;

**東証株価指数（TOPIX）（配当込み）**は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

**MSCIコクサイ・インデックス**は、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**MSCIエマージング・マーケット・インデックス**は、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**NOMURA - BPI（国債）**は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**FTSE世界国債インデックス**は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

**JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）**は、J.P.Morgan Securities LLC（JPモルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

#### 4【手数料等及び税金】

下記の内容は、確定拠出年金制度で取得した場合について記載しております。

##### （１）【申込手数料】

かかりません。

自動けいぞく投資契約に基づき、収益分配金を再投資する場合も、申込手数料はかかりません。

##### （２）【換金（解約）手数料】

解約手数料および信託財産留保額はありせん。

##### （３）【信託報酬等】

## 信託報酬

ファンドの純資産総額に対し、以下の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、次の通りとします。

### < 内訳 >

配分	料率（年率）		
	フコク株 2.5 大河	フコク株 5.0 大河	フコク株 7.5 大河
委託会社	0.44% （税抜0.4%）	0.462% （税抜0.42%）	0.495% （税抜0.45%）
販売会社	0.44% （税抜0.4%）	0.44% （税抜0.4%）	0.44% （税抜0.4%）
受託会社	0.055% （税抜0.05%）	0.055% （税抜0.05%）	0.055% （税抜0.05%）
合計	0.935% （税抜0.85%）	0.957% （税抜0.87%）	0.99% （税抜0.9%）

### < 内容 >

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、法定書類等の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

## 投資顧問報酬

委託会社の報酬には各マザーファンドの運用の権限の一部を委託している投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された投資顧問報酬額のうち、各ファンドにかかる金額の合計とします。

ファンド名	投資顧問会社	算出方法
フコク日本株式マザーファンド	富国生命投資顧問株式会社	マザーファンドの純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年0.264%（税抜0.24%）を乗じて得た額
フコク日本債券マザーファンド	富国生命投資顧問株式会社	マザーファンドの純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年0.165%（税抜0.15%）を乗じて得た額

### （４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.0044%（税抜0.004%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、

当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### （５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度専用ファンドです。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税はかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の場合における受益者（法人）の課税上の取扱いは、以下の通りです。

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。

なお、地方税の源泉徴収はありません。

税率
15.315%（所得税のみ）

課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

上記は2026年1月30日現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記内容が変更される場合があります。

#### （参考情報）ファンドの総経費率

2026年1月30日現在で開示している運用報告書の対象期間における各ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

ファンド名	総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率		②その他費用の比率	
		①運用管理費用の比率	②その他費用の比率	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
フコク株 25 大河	0.99%	0.94%	0.05%	0.94%	0.05%
フコク株 50 大河	1.02%	0.96%	0.06%	0.96%	0.06%
フコク株 75 大河	1.06%	1.00%	0.06%	1.00%	0.06%

※対象期間は2024年7月17日～2025年7月15日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記総経費率が更新されている場合があります。

#### 5【運用状況】

以下は2026年1月30日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

#### （１）【投資状況】

## フコク株25大河

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,994,500,944	97.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		61,546,167	2.99
合計(純資産総額)		2,056,047,111	100.00

## フコク株50大河

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,889,141,463	97.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		119,799,883	2.99
合計(純資産総額)		4,008,941,346	100.00

## フコク株75大河

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	4,087,075,397	97.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		122,541,958	2.91
合計(純資産総額)		4,209,617,355	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## フコク株25大河

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	フコク日本債券マザーファンド	1,136,238,424	1.2349	1,403,226,676	1.1998	1,363,258,861	66.30
2	日本	親投資信託 受益証券	フコク日本株式マザーファンド	62,614,205	4.0699	254,833,553	5.0967	319,125,818	15.52
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田アメリカ株式マザーファンド	11,929,190	8.9455	106,712,570	10.3605	123,592,372	6.01
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券マザーファンド	25,696,519	3.7248	95,714,394	4.0120	103,094,434	5.01
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田欧州株式マザーファンド	16,143,133	4.5314	73,150,993	5.2920	85,429,459	4.16

## ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.01
合計	97.01

## フコク株50大河

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	フコク日本債券マザーファンド	1,366,250,902	1.2344	1,686,526,828	1.1998	1,639,227,832	40.89

2	日本	親投資信託 受益証券	フコク日本株式マザーファンド	283,457,578	4.0699	1,153,643,997	5.0967	1,444,698,237	36.04
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田アメリカ株式マザーファ ンド	34,576,785	8.9468	309,351,650	10.3605	358,232,780	8.94
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田欧州株式マザーファンド	46,985,320	4.5316	212,918,677	5.2920	248,646,313	6.20
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券マザーファンド	49,435,768	3.7252	184,158,177	4.0120	198,336,301	4.95

#### ロ.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.01
合計	97.01

#### フコク株75大河

#### イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	フコク日本株式マザーファンド	420,869,642	4.0700	1,712,939,443	5.0967	2,145,046,304	50.96
2	日本	親投資信託 受益証券	フコク日本債券マザーファンド	743,514,795	1.2339	917,486,147	1.1998	892,069,051	21.19
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田アメリカ株式マザーファ ンド	59,858,988	8.9515	535,828,781	10.3605	620,169,045	14.73
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田欧州株式マザーファンド	81,215,230	4.5325	368,108,030	5.2920	429,790,997	10.21

#### ロ.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.09
合計	97.09

#### 【投資不動産物件】

#### フコク株25大河

該当事項はありません。

#### フコク株50大河

該当事項はありません。

#### フコク株75大河

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

#### フコク株25大河

該当事項はありません。

#### フコク株50大河

該当事項はありません。

#### フコク株75大河

該当事項はありません。

#### (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

## フコク株25大河

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第15期計算期間末 (2016年 7月15日)	1,604,147,169	1,606,579,678	13,189	13,209
第16期計算期間末 (2017年 7月18日)	1,657,705,689	1,660,162,442	13,495	13,515
第17期計算期間末 (2018年 7月17日)	1,782,010,425	1,784,557,698	13,992	14,012
第18期計算期間末 (2019年 7月16日)	1,799,150,307	1,799,150,307	13,880	13,880
第19期計算期間末 (2020年 7月15日)	1,778,922,961	1,781,484,933	13,887	13,907
第20期計算期間末 (2021年 7月15日)	1,914,953,023	1,917,539,035	14,810	14,830
第21期計算期間末 (2022年 7月15日)	1,893,509,612	1,896,121,613	14,499	14,519
第22期計算期間末 (2023年 7月18日)	1,936,668,513	1,939,264,292	14,922	14,942
第23期計算期間末 (2024年 7月16日)	2,057,861,949	2,060,483,516	15,699	15,719
第24期計算期間末 (2025年 7月15日)	2,002,199,760	2,004,810,892	15,336	15,356
2025年 1月末日	2,055,235,676		15,568	
2月末日	2,015,577,692		15,305	
3月末日	1,998,395,351		15,193	
4月末日	1,999,335,583		15,190	
5月末日	2,010,738,016		15,291	
6月末日	2,039,372,400		15,491	
7月末日	2,027,439,437		15,502	
8月末日	2,045,334,193		15,588	
9月末日	2,059,046,422		15,673	
10月末日	2,077,532,140		15,946	
11月末日	2,073,391,177		15,912	
12月末日	2,064,443,210		15,844	
2026年 1月末日	2,056,047,111		15,795	

## フコク株50大河

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第15期計算期間末 (2016年 7月15日)	2,370,611,281	2,374,017,454	13,919	13,939
第16期計算期間末 (2017年 7月18日)	2,565,266,056	2,568,665,129	15,094	15,114
第17期計算期間末 (2018年 7月17日)	2,790,139,243	2,793,589,879	16,172	16,192
第18期計算期間末 (2019年 7月16日)	2,700,284,556	2,703,738,096	15,638	15,658
第19期計算期間末 (2020年 7月15日)	2,745,489,328	2,748,937,025	15,927	15,947
第20期計算期間末 (2021年 7月15日)	3,152,833,123	3,156,333,886	18,012	18,032
第21期計算期間末 (2022年 7月15日)	3,100,461,293	3,103,940,962	17,820	17,840
第22期計算期間末 (2023年 7月18日)	3,379,057,911	3,382,547,698	19,365	19,385
第23期計算期間末 (2024年 7月16日)	3,780,423,905	3,783,856,540	22,026	22,046
第24期計算期間末 (2025年 7月15日)	3,718,136,568	3,721,534,254	21,886	21,906

2025年 1月末日	3,723,466,263		21,816	
2月末日	3,604,074,251		21,236	
3月末日	3,590,592,941		21,154	
4月末日	3,568,053,761		21,102	
5月末日	3,670,693,677		21,628	
6月末日	3,744,642,706		22,045	
7月末日	3,791,308,468		22,316	
8月末日	3,856,824,478		22,665	
9月末日	3,879,614,056		22,898	
10月末日	3,984,396,236		23,631	
11月末日	3,983,273,283		23,753	
12月末日	3,981,158,416		23,789	
2026年 1月末日	4,008,941,346		23,962	

## フコク株75大河

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第15期計算期間末 (2016年 7月15日)	1,761,252,018	1,763,749,585	14,104	14,124
第16期計算期間末 (2017年 7月18日)	2,015,406,313	2,017,905,001	16,132	16,152
第17期計算期間末 (2018年 7月17日)	2,248,339,597	2,250,868,606	17,780	17,800
第18期計算期間末 (2019年 7月16日)	2,139,084,501	2,141,618,804	16,881	16,901
第19期計算期間末 (2020年 7月15日)	2,190,762,519	2,193,299,272	17,272	17,292
第20期計算期間末 (2021年 7月15日)	2,665,686,357	2,668,255,405	20,752	20,772
第21期計算期間末 (2022年 7月15日)	2,640,746,468	2,643,299,074	20,691	20,711
第22期計算期間末 (2023年 7月18日)	3,019,512,846	3,022,062,414	23,686	23,706
第23期計算期間末 (2024年 7月16日)	3,655,791,003	3,658,319,430	28,918	28,938
第24期計算期間末 (2025年 7月15日)	3,646,170,511	3,648,671,400	29,159	29,179
2025年 1月末日	3,584,201,231		28,612	
2月末日	3,456,581,960		27,615	
3月末日	3,448,081,271		27,537	
4月末日	3,436,018,008		27,386	
5月末日	3,592,325,510		28,557	
6月末日	3,664,369,109		29,274	
7月末日	3,744,185,076		29,936	
8月末日	3,834,469,319		30,644	
9月末日	3,922,216,999		31,104	
10月末日	4,088,771,514		32,471	
11月末日	4,124,284,752		32,810	
12月末日	4,153,500,713		33,052	
2026年 1月末日	4,209,617,355		33,566	

## 【分配の推移】

## フコク株 2 5 大河

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第15期計算期間	2015年 7月16日～2016年 7月15日	20
第16期計算期間	2016年 7月16日～2017年 7月18日	20
第17期計算期間	2017年 7月19日～2018年 7月17日	20
第18期計算期間	2018年 7月18日～2019年 7月16日	0
第19期計算期間	2019年 7月17日～2020年 7月15日	20
第20期計算期間	2020年 7月16日～2021年 7月15日	20
第21期計算期間	2021年 7月16日～2022年 7月15日	20
第22期計算期間	2022年 7月16日～2023年 7月18日	20
第23期計算期間	2023年 7月19日～2024年 7月16日	20
第24期計算期間	2024年 7月17日～2025年 7月15日	20

## フコク株 5 0 大河

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第15期計算期間	2015年 7月16日～2016年 7月15日	20
第16期計算期間	2016年 7月16日～2017年 7月18日	20
第17期計算期間	2017年 7月19日～2018年 7月17日	20
第18期計算期間	2018年 7月18日～2019年 7月16日	20
第19期計算期間	2019年 7月17日～2020年 7月15日	20
第20期計算期間	2020年 7月16日～2021年 7月15日	20
第21期計算期間	2021年 7月16日～2022年 7月15日	20
第22期計算期間	2022年 7月16日～2023年 7月18日	20
第23期計算期間	2023年 7月19日～2024年 7月16日	20
第24期計算期間	2024年 7月17日～2025年 7月15日	20

## フコク株 7 5 大河

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第15期計算期間	2015年 7月16日～2016年 7月15日	20
第16期計算期間	2016年 7月16日～2017年 7月18日	20
第17期計算期間	2017年 7月19日～2018年 7月17日	20
第18期計算期間	2018年 7月18日～2019年 7月16日	20
第19期計算期間	2019年 7月17日～2020年 7月15日	20
第20期計算期間	2020年 7月16日～2021年 7月15日	20
第21期計算期間	2021年 7月16日～2022年 7月15日	20
第22期計算期間	2022年 7月16日～2023年 7月18日	20
第23期計算期間	2023年 7月19日～2024年 7月16日	20
第24期計算期間	2024年 7月17日～2025年 7月15日	20

## 【収益率の推移】

## フコク株 2 5 大河

期	計算期間	収益率（％）
第15期計算期間	2015年 7月16日～2016年 7月15日	0.04
第16期計算期間	2016年 7月16日～2017年 7月18日	2.47
第17期計算期間	2017年 7月19日～2018年 7月17日	3.83
第18期計算期間	2018年 7月18日～2019年 7月16日	0.80
第19期計算期間	2019年 7月17日～2020年 7月15日	0.19
第20期計算期間	2020年 7月16日～2021年 7月15日	6.79
第21期計算期間	2021年 7月16日～2022年 7月15日	1.96
第22期計算期間	2022年 7月16日～2023年 7月18日	3.06
第23期計算期間	2023年 7月19日～2024年 7月16日	5.34
第24期計算期間	2024年 7月17日～2025年 7月15日	2.18
第25期中間計算期間	2025年 7月16日～2026年 1月15日	4.38

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### フコク株50大河

期	計算期間	収益率（％）
第15期計算期間	2015年 7月16日～2016年 7月15日	6.34
第16期計算期間	2016年 7月16日～2017年 7月18日	8.59
第17期計算期間	2017年 7月19日～2018年 7月17日	7.27
第18期計算期間	2018年 7月18日～2019年 7月16日	3.18
第19期計算期間	2019年 7月17日～2020年 7月15日	1.98
第20期計算期間	2020年 7月16日～2021年 7月15日	13.22
第21期計算期間	2021年 7月16日～2022年 7月15日	0.95
第22期計算期間	2022年 7月16日～2023年 7月18日	8.78
第23期計算期間	2023年 7月19日～2024年 7月16日	13.84
第24期計算期間	2024年 7月17日～2025年 7月15日	0.54
第25期中間計算期間	2025年 7月16日～2026年 1月15日	11.81

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### フコク株75大河

期	計算期間	収益率（％）
第15期計算期間	2015年 7月16日～2016年 7月15日	11.21
第16期計算期間	2016年 7月16日～2017年 7月18日	14.52
第17期計算期間	2017年 7月19日～2018年 7月17日	10.34
第18期計算期間	2018年 7月18日～2019年 7月16日	4.94
第19期計算期間	2019年 7月17日～2020年 7月15日	2.43
第20期計算期間	2020年 7月16日～2021年 7月15日	20.26
第21期計算期間	2021年 7月16日～2022年 7月15日	0.20
第22期計算期間	2022年 7月16日～2023年 7月18日	14.57
第23期計算期間	2023年 7月19日～2024年 7月16日	22.17
第24期計算期間	2024年 7月17日～2025年 7月15日	0.90

第25期中間計算期間	2025年 7月16日～2026年 1月15日	18.23
------------	-------------------------	-------

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### （４）【設定及び解約の実績】

##### フコク株 2 5 大河

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第15期計算期間	2015年 7月16日～2016年 7月15日	60,220,974	39,044,237
第16期計算期間	2016年 7月16日～2017年 7月18日	63,334,950	51,212,536
第17期計算期間	2017年 7月19日～2018年 7月17日	97,001,612	51,741,710
第18期計算期間	2018年 7月18日～2019年 7月16日	68,189,406	45,632,748
第19期計算期間	2019年 7月17日～2020年 7月15日	62,619,565	77,826,852
第20期計算期間	2020年 7月16日～2021年 7月15日	74,623,732	62,603,939
第21期計算期間	2021年 7月16日～2022年 7月15日	102,305,760	89,311,273
第22期計算期間	2022年 7月16日～2023年 7月18日	50,268,106	58,378,968
第23期計算期間	2023年 7月19日～2024年 7月16日	66,903,183	54,008,922
第24期計算期間	2024年 7月17日～2025年 7月15日	50,376,633	55,594,498
第25期中間計算期間	2025年 7月16日～2026年 1月15日	36,630,012	39,435,230

##### フコク株 5 0 大河

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第15期計算期間	2015年 7月16日～2016年 7月15日	74,953,852	67,952,659
第16期計算期間	2016年 7月16日～2017年 7月18日	77,504,354	81,054,436
第17期計算期間	2017年 7月19日～2018年 7月17日	102,614,879	76,833,518
第18期計算期間	2018年 7月18日～2019年 7月16日	83,120,482	81,668,362
第19期計算期間	2019年 7月17日～2020年 7月15日	98,230,999	101,152,602
第20期計算期間	2020年 7月16日～2021年 7月15日	101,174,997	74,641,637
第21期計算期間	2021年 7月16日～2022年 7月15日	86,312,209	96,859,256
第22期計算期間	2022年 7月16日～2023年 7月18日	81,992,792	76,933,978
第23期計算期間	2023年 7月19日～2024年 7月16日	68,488,297	97,063,979
第24期計算期間	2024年 7月17日～2025年 7月15日	76,752,384	94,227,166
第25期中間計算期間	2025年 7月16日～2026年 1月15日	33,261,585	59,545,019

##### フコク株 7 5 大河

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第15期計算期間	2015年 7月16日～2016年 7月15日	62,883,314	52,829,679
第16期計算期間	2016年 7月16日～2017年 7月18日	59,087,226	58,526,638
第17期計算期間	2017年 7月19日～2018年 7月17日	91,939,459	76,779,092
第18期計算期間	2018年 7月18日～2019年 7月16日	59,914,952	57,267,870
第19期計算期間	2019年 7月17日～2020年 7月15日	75,021,323	73,796,552
第20期計算期間	2020年 7月16日～2021年 7月15日	96,307,110	80,159,331
第21期計算期間	2021年 7月16日～2022年 7月15日	75,700,096	83,921,240

第22期計算期間	2022年 7月16日～2023年 7月18日	78,924,059	80,443,027
第23期計算期間	2023年 7月19日～2024年 7月16日	53,847,627	64,417,872
第24期計算期間	2024年 7月17日～2025年 7月15日	40,061,760	53,831,017
第25期中間計算期間	2025年 7月16日～2026年 1月15日	28,174,384	24,411,579

(参考)

(1) 投資状況

## フコク日本株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	14,569,848,560	99.57
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		62,225,854	0.43
合計(純資産総額)		14,632,074,414	100.00

## 明治安田アメリカ株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	7,154,346,522	95.08
投資証券	アメリカ	150,144,167	2.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		220,133,774	2.93
合計(純資産総額)		7,524,624,463	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	204,156,133	2.71

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## 明治安田欧州株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	イギリス	653,450,301	20.41
	ドイツ	436,100,296	13.62
	フランス	430,757,151	13.45
	スイス	414,501,258	12.94
	オランダ	258,616,376	8.08
	スペイン	216,550,064	6.76
	スウェーデン	193,404,265	6.04
	イタリア	150,667,268	4.70
	デンマーク	113,750,839	3.55
	ベルギー	60,964,940	1.90
	ノルウェー	60,349,616	1.88
	フィンランド	48,608,628	1.52
	オーストリア	22,791,747	0.71
	アイルランド	21,833,434	0.68
	ポルトガル	11,539,716	0.36
小計		3,093,885,899	96.61

投資証券	フランス	29,560,844	0.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		78,925,466	2.46
合計(純資産総額)		3,202,372,209	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	ドイツ	64,920,441	2.02

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## フコク日本債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	4,066,308,600	52.85
特殊債券	日本	61,543,894	0.80
社債券	日本	3,190,474,200	41.46
	フランス	294,477,000	3.83
	小計	3,484,951,200	45.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		81,805,199	1.06
合計(純資産総額)		7,694,608,893	100.00

## 明治安田外国債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	456,151,053	34.14
	中国	135,158,306	10.12
	イギリス	104,410,687	7.82
	イタリア	90,706,744	6.79
	スペイン	75,680,510	5.67
	ドイツ	66,983,113	5.01
	フランス	42,893,478	3.21
	ニュージーランド	25,720,108	1.93
	オランダ	25,454,035	1.91
	メキシコ	18,784,527	1.41
	カナダ	18,474,597	1.38
	オーストラリア	16,565,644	1.24
	ポーランド	8,354,132	0.63
	マレーシア	8,137,070	0.61
	ベルギー	6,861,056	0.51
	イスラエル	5,897,535	0.44
	シンガポール	5,105,759	0.38
	アイルランド	3,644,830	0.27
	スウェーデン	2,814,601	0.21
	ノルウェー	2,011,222	0.15
	小計	1,119,809,007	83.82
社債券	アメリカ	80,868,106	6.05
	スペイン	30,864,670	2.31

	フィンランド	30,590,633	2.29
	オランダ	18,924,586	1.42
	ドイツ	18,611,040	1.39
	オーストラリア	12,258,380	0.92
	小計	192,117,415	14.38
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		23,998,664	1.80
合計(純資産総額)		1,335,925,086	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建		136,798,944	10.24
	売建		140,834,441	10.54

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## フコク日本株式マザーファンド

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	240,200	2,002.16	480,919,183	2,804.50	673,640,900	4.60
2	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	105,600	3,849.58	406,515,648	5,472.00	577,843,200	3.95
3	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	150,100	2,963.65	444,844,373	3,454.00	518,445,400	3.54
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	95,400	4,175.45	398,338,119	5,361.00	511,439,400	3.50
5	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	136,200	2,536.48	345,468,824	3,504.00	477,244,800	3.26
6	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	213,200	1,507.89	321,482,382	1,971.00	420,217,200	2.87
7	日本	株式	任天堂	その他製品	38,100	11,511.88	438,602,745	10,055.00	383,095,500	2.62
8	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	13,900	19,481.14	270,787,942	25,505.00	354,519,500	2.42
9	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	8,500	27,410.00	232,985,000	41,310.00	351,135,000	2.40
10	日本	株式	信越化学工業	化学	68,000	4,649.29	316,152,265	5,129.00	348,772,000	2.38
11	日本	株式	ファナック	電気機器	55,300	4,275.58	236,439,916	6,269.00	346,675,700	2.37
12	日本	株式	富士通	電気機器	76,400	3,198.10	244,335,195	4,283.00	327,221,200	2.24
13	日本	株式	三井物産	卸売業	62,700	2,991.56	187,571,386	5,035.00	315,694,500	2.16
14	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	197,700	1,638.96	324,023,215	1,555.00	307,423,500	2.10
15	日本	株式	鹿島建設	建設業	45,100	3,678.54	165,902,356	6,300.00	284,130,000	1.94
16	日本	株式	KDDI	情報・通信業	106,700	2,423.58	258,596,138	2,606.50	278,113,550	1.90
17	日本	株式	三菱電機	電気機器	54,900	3,124.71	171,546,614	4,830.00	265,167,000	1.81
18	日本	株式	三井不動産	不動産業	148,700	1,364.91	202,962,635	1,767.50	262,827,250	1.80
19	日本	株式	東レ	繊維製品	223,900	1,005.27	225,080,436	1,138.50	254,910,150	1.74
20	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	65,400	3,160.88	206,722,032	3,893.00	254,602,200	1.74
21	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	37,000	3,411.59	126,228,872	6,724.00	248,788,000	1.70
22	日本	株式	群馬銀行	銀行業	126,100	1,388.63	175,106,243	1,939.50	244,570,950	1.67
23	日本	株式	THK	機械	50,900	3,905.34	198,781,985	4,596.00	233,936,400	1.60

24	日本	株式	第一三共	医薬品	82,200	3,368.10	276,858,392	2,836.00	233,119,200	1.59
25	日本	株式	住友ゴム工業	ゴム製品	93,500	1,862.11	174,107,987	2,490.00	232,815,000	1.59
26	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	54,500	2,619.00	142,735,552	4,253.00	231,788,500	1.58
27	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	38,500	5,971.77	229,913,461	5,727.00	220,489,500	1.51
28	日本	株式	九州電力	電気・ガス業	122,700	1,433.99	175,951,531	1,722.50	211,350,750	1.44
29	日本	株式	太平洋セメント	ガラス・土石製品	47,400	3,729.02	176,755,621	4,239.00	200,928,600	1.37
30	日本	株式	SBIホールディングス	証券、商品先物取引業	55,300	2,840.88	157,100,721	3,484.00	192,665,200	1.32

#### ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	4.35
		食料品	1.22
		繊維製品	1.74
		化学	3.57
		医薬品	2.86
		ゴム製品	2.32
		ガラス・土石製品	1.37
		非鉄金属	2.72
		機械	7.13
		電気機器	20.44
		輸送用機器	8.11
		精密機器	0.37
		その他製品	3.68
		電気・ガス業	1.44
		陸運業	1.74
		情報・通信業	6.73
		卸売業	5.03
		小売業	5.32
		銀行業	11.26
		証券、商品先物取引業	1.32
保険業	1.51		
その他金融業	1.13		
不動産業	1.80		
サービス業	2.42		
合計			99.57

#### 明治安田アメリカ株式マザーファンド

##### イ.評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半 導体製造装 置	20,770	17,537.78	364,259,738	29,581.08	614,399,169	8.17

2	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	12,116	31,669.89	383,712,490	39,687.30	480,851,385	6.39
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	5,708	59,902.04	341,920,849	66,611.61	380,219,070	5.05
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	8,681	28,737.65	249,471,552	37,144.23	322,449,076	4.29
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	1,969	81,439.04	160,353,486	113,448.71	223,380,519	2.97
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	4,230	26,883.94	113,719,089	51,975.49	219,856,344	2.92
7	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	4,088	33,833.30	138,310,531	50,819.97	207,752,045	2.76
8	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	3,785	27,192.06	102,921,971	52,038.49	196,965,706	2.62
9	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	2,242	43,150.25	96,742,875	64,008.60	143,507,303	1.91
10	アメリカ	株式	ELI LILLY AND COMPANY	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	704	143,100.94	100,743,065	157,369.35	110,788,024	1.47
11	アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	1,570	26,786.59	42,054,961	66,963.49	105,132,681	1.40
12	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,700	25,524.08	68,915,027	34,925.38	94,298,530	1.25
13	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	1,203	78,939.02	94,963,653	73,263.55	88,136,052	1.17
14	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	4,830	15,606.47	75,379,259	18,041.22	87,139,095	1.16
15	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	1,762	38,897.88	68,538,081	47,084.49	82,962,884	1.10
16	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	1,599	51,456.30	82,278,626	50,984.38	81,524,036	1.08
17	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,210	27,991.95	61,862,230	33,871.27	74,855,515	0.99
18	アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフトウェア・サービス	2,950	17,110.90	50,477,165	23,334.80	68,837,682	0.91
19	アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	768	84,988.80	65,271,400	83,549.55	64,166,056	0.85
20	アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	4,944	14,857.78	73,456,873	12,778.36	63,176,240	0.84
21	アメリカ	株式	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	資本財	1,640	30,293.24	49,680,924	34,917.69	57,265,025	0.76
22	アメリカ	株式	ARISTA NETWORKS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,320	12,839.86	29,788,486	22,764.72	52,814,171	0.70
23	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	2,250	25,037.36	56,334,060	23,033.63	51,825,676	0.69
24	アメリカ	株式	SCHWAB (CHARLES) CORP	金融サービス	3,220	12,724.32	40,972,318	15,899.20	51,195,425	0.68
25	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	3,590	12,299.54	44,155,362	13,927.74	50,000,595	0.66

26	アメリカ	株式	TJX COMPANIES INC	一般消費財・サービス流通・小売り	2,200	21,467.44	47,228,372	22,660.24	49,852,528	0.66
27	アメリカ	株式	RTX CORP	資本財	1,590	24,435.31	38,852,146	30,713.56	48,834,562	0.65
28	アメリカ	株式	LOCKHEED MARTIN CORP	資本財	510	71,757.68	36,596,418	95,654.88	48,783,992	0.65
29	アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS INC	消費者サービス	61	755,373.47	46,077,782	785,712.75	47,928,478	0.64
30	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	2,204	16,387.83	36,118,798	21,590.76	47,586,050	0.63

#### ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	2.79
		素材	2.10
		資本財	6.38
		商業・専門サービス	0.72
		運輸	1.36
		自動車・自動車部品	1.97
		耐久消費財・アパレル	0.51
		消費者サービス	1.90
		メディア・娯楽	10.15
		一般消費財・サービス流通・小売り	6.02
		生活必需品流通・小売り	2.15
		食品・飲料・タバコ	2.35
		家庭用品・パーソナル用品	0.71
		ヘルスケア機器・サービス	2.89
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.12
		銀行	3.23
		金融サービス	7.13
		保険	1.49
		ソフトウェア・サービス	9.79
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.25
電気通信サービス	0.49		
公益事業	1.69		
半導体・半導体製造装置	14.90		
投資証券			2.00
合計			97.07

#### 明治安田欧州株式マザーファンド

##### イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	584	205,436.54	119,974,942	218,565.11	127,642,030	3.99
2	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG- GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,055	69,467.50	73,288,221	69,507.56	73,330,486	2.29

3	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	25,698	2,623.03	67,406,755	2,689.09	69,104,440	2.16
4	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,984	23,147.82	69,073,105	22,891.42	68,308,017	2.13
5	イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,262	29,410.68	66,526,971	28,500.20	64,467,461	2.01
6	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	3,653	14,961.15	54,653,095	14,718.77	53,767,699	1.68
7	ドイツ	株式	SIEMENS AG-REG	資本財	1,114	46,940.15	52,291,338	46,930.99	52,281,125	1.63
8	イギリス	株式	SHELL PLC	エネルギー	8,583	5,780.50	49,614,049	5,923.42	50,840,769	1.59
9	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア・サービス	1,540	35,931.22	55,334,088	30,184.72	46,484,474	1.45
10	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,780	9,268.85	44,305,115	9,093.32	43,466,070	1.36
11	スペイン	株式	BANCO SANTANDER SA	銀行	21,452	1,924.17	41,277,504	1,948.38	41,796,719	1.31
12	ドイツ	株式	ALLIANZ SE-REG	保険	569	69,548.44	39,573,067	67,714.84	38,529,749	1.20
13	フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	耐久消費財・アパレル	355	106,862.20	37,936,084	99,454.46	35,306,335	1.10
14	スイス	株式	UBS GROUP AG-REG	金融サービス	4,462	7,509.62	33,507,933	7,327.33	32,694,590	1.02
15	イギリス	株式	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	資本財	12,802	2,682.74	34,344,512	2,542.99	32,555,453	1.02
16	スペイン	株式	IBERDROLA SA	公益事業	9,279	3,406.82	31,611,965	3,463.67	32,139,398	1.00
17	フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	726	42,191.13	30,630,765	44,263.10	32,135,014	1.00
18	イギリス	株式	UNILEVER PLC	家庭用品・パーソナル用品	3,113	10,070.35	31,349,014	10,306.44	32,083,961	1.00
19	スペイン	株式	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	銀行	8,320	3,837.72	31,929,870	3,856.06	32,082,426	1.00
20	オランダ	株式	ASM INTERNATIONAL NV	半導体・半導体製造装置	241	126,958.46	30,596,990	128,168.63	30,888,642	0.96
21	フランス	株式	SAFRAN SA	資本財	561	58,198.46	32,649,338	54,751.29	30,715,477	0.96
22	フランス	株式	TOTALENERGIES SE	エネルギー	2,708	10,288.32	27,860,797	11,151.95	30,199,495	0.94
23	フランス	株式	AIRBUS SE	資本財	815	38,578.94	31,441,840	35,571.84	28,991,050	0.91
24	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	食品・飲料・タバコ	3,010	9,259.39	27,870,764	9,161.98	27,577,589	0.86
25	ドイツ	株式	SIEMENS ENERGY AG	資本財	1,026	24,597.74	25,237,285	26,238.81	26,921,025	0.84
26	フランス	株式	BNP PARIBAS	銀行	1,616	15,924.81	25,734,503	16,509.73	26,679,731	0.83
27	スペイン	株式	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	資本財	1,541	17,515.78	26,991,827	17,235.83	26,560,429	0.83
28	イギリス	株式	FRESNILLO PLC	素材	3,206	8,461.13	27,126,384	8,257.85	26,474,699	0.83
29	ノルウェー	株式	KONGSBERG GRUPPEN ASA	資本財	5,070	5,299.16	26,866,761	5,186.60	26,296,082	0.82
30	ベルギー	株式	ELIA GROUP SA/NV	公益事業	1,120	21,141.40	23,678,377	22,809.98	25,547,182	0.80

## 口.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	不動産管理・開発	0.68
		エネルギー	3.18
		素材	4.17

	資本財	15.41
	商業・専門サービス	2.53
	運輸	1.36
	自動車・自動車部品	1.12
	耐久消費財・アパレル	1.52
	消費者サービス	2.82
	メディア・娯楽	1.99
	一般消費財・サービス流通・小売り	2.30
	生活必需品流通・小売り	1.91
	食品・飲料・タバコ	4.78
	家庭用品・パーソナル用品	2.33
	ヘルスケア機器・サービス	1.52
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11.40
	銀行	14.79
	金融サービス	3.19
	保険	5.16
	ソフトウェア・サービス	1.99
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.50
	電気通信サービス	2.22
	公益事業	4.78
	半導体・半導体製造装置	4.95
投資証券		0.92
合計		97.54

## フコク日本債券マザーファンド

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第372回利付 国債10年	660,000,000	94.65	624,697,200	91.84	606,163,800	0.8	2033/9/20	7.88
2	日本	国債証券	第475回利付 国債2年	480,000,000	99.88	479,434,900	99.65	478,339,200	0.9	2027/8/1	6.22
3	日本	国債証券	第186回利付 国債20年	510,000,000	85.46	435,868,700	78.96	402,741,900	1.5	2043/9/20	5.23
4	日本	国債証券	第376回利付 国債10年	400,000,000	94.10	376,412,400	90.70	362,808,000	0.9	2034/9/20	4.72
5	日本	国債証券	第355回利付 国債10年	360,000,000	96.39	347,024,100	95.59	344,124,000	0.1	2029/6/20	4.47
6	日本	国債証券	第165回利付 国債20年	360,000,000	81.52	293,507,500	78.28	281,815,200	0.5	2038/6/20	3.66
7	日本	国債証券	第179回利付 国債20年	400,000,000	74.79	299,160,000	69.30	277,236,000	0.5	2041/12/20	3.60
8	日本	国債証券	第86回利付 国債30年	340,000,000	85.16	289,548,400	78.52	266,995,200	2.4	2055/3/20	3.47
9	日本	国債証券	第369回利付 国債10年	230,000,000	93.94	216,078,900	91.17	209,707,100	0.5	2032/12/20	2.73
10	日本	社債券	第1回日本航空 無担保永久社債 (劣後特約付)	200,000,000	101.47	202,940,000	100.18	200,378,400	3.218	9999/99/99	2.60

11	日本	社債券	第35回SBIホールディングス無担保社債	200,000,000	98.50	197,010,000	98.06	196,122,000	1.15	2028/6/6	2.55
12	日本	国債証券	第54回利付国債30年	210,000,000	68.63	144,141,200	62.67	131,621,700	0.8	2047/3/20	1.71
13	日本	国債証券	第160回利付国債20年	150,000,000	88.18	132,270,900	83.53	125,296,500	0.7	2037/3/20	1.63
14	日本	国債証券	第380回利付国債10年	110,000,000	99.88	109,873,900	95.68	105,252,400	1.7	2035/9/20	1.37
15	日本	国債証券	第61回利付国債30年	180,000,000	63.95	115,117,200	57.51	103,534,200	0.7	2048/12/20	1.35
16	日本	社債券	第9回三菱地所無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100.00	100,000,000	100.44	100,449,900	0	2086/2/3	1.31
17	日本	社債券	第7回三菱地所無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100.00	100,000,000	100.12	100,120,400	0	2086/2/3	1.30
18	日本	社債券	第41回リコーリース無担保社債	100,000,000	99.44	99,443,000	99.79	99,799,000	0.14	2026/4/17	1.30
19	フランス	社債券	第41回フランス相互信用連合銀行円貨社債	100,000,000	99.53	99,535,000	99.59	99,597,000	0.82	2026/10/16	1.29
20	日本	社債券	第19回Zホールディングス無担保社債	100,000,000	99.10	99,108,000	99.47	99,479,000	0.35	2026/7/28	1.29
21	日本	社債券	第2回学研ホールディングス無担保社債	100,000,000	100.27	100,276,000	99.32	99,324,000	1.83	2028/3/10	1.29
22	日本	社債券	第41回SBIホールディングス無担保社債	100,000,000	99.56	99,562,000	99.06	99,066,000	1.45	2028/1/21	1.29
23	日本	社債券	第3回東急不動産ホールディングス無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100.13	100,131,700	98.81	98,818,500	2.208	2060/3/12	1.28
24	日本	社債券	第32回三菱ケミカルホールディングス無担保社債	100,000,000	98.70	98,705,000	98.80	98,802,000	0.23	2027/2/26	1.28
25	日本	社債券	第39回ジャックス無担保社債	100,000,000	98.70	98,700,000	98.62	98,626,000	0.555	2027/7/16	1.28
26	日本	社債券	第33回オリエンテーションコーポレーション無担保社債	100,000,000	98.75	98,757,000	98.27	98,276,000	0.839	2028/3/6	1.28
27	フランス	社債券	第42回フランス相互信用連合銀行円貨社債	100,000,000	99.18	99,189,000	98.21	98,217,000	1.203	2028/10/16	1.28
28	日本	社債券	第40回SBIホールディングス無担保社債	100,000,000	98.80	98,801,000	98.00	98,008,000	1.346	2028/10/23	1.27
29	日本	社債券	第1回東亜建設工業無担保社債	100,000,000	99.97	99,974,000	97.99	97,998,000	1.722	2030/3/6	1.27
30	日本	国債証券	第168回利付国債20年	130,000,000	75.36	97,978,400	75.19	97,753,500	0.4	2039/3/20	1.27

□. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	52.85
特殊債券	0.80
社債券	45.29
合計	98.94

明治安田外国債券マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.75%	630,000	15,399.69	97,018,081	15,400.81	97,025,125	3.75	2027/4/30	7.26
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.125%	450,000	15,622.74	70,302,368	15,503.45	69,765,539	4.125	2032/5/31	5.22
3	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.55%	3,040,000	2,283.01	69,403,659	2,276.69	69,211,631	2.55	2028/10/15	5.18
4	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.52%	2,830,000	2,339.64	66,211,954	2,330.27	65,946,675	2.52	2033/8/25	4.94
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.625%	340,000	15,756.29	53,571,408	15,929.01	54,158,667	4.625	2031/4/30	4.05
6	イギリス	国債証券	TREASURY 4.5%	238,000	21,232.27	50,532,820	21,298.92	50,691,445	4.5	2034/9/7	3.79
7	ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANW 2%	230,000	18,327.19	42,152,557	18,333.98	42,168,161	2	2026/12/10	3.16
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.75%	252,000	15,097.09	38,044,680	15,356.39	38,698,119	3.75	2030/5/31	2.90
9	イタリア	国債証券	BTPS 0.95%	215,000	15,470.63	33,261,871	16,286.03	35,014,976	0.95	2032/6/1	2.62
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3%	280,000	11,662.40	32,654,731	11,446.46	32,050,114	3	2048/2/15	2.40
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4%	200,000	15,481.82	30,963,651	15,525.66	31,051,322	4	2029/7/31	2.32
12	スペイン	社債券	BANCO SANTANDER 4.379%	200,000	15,154.47	30,308,955	15,432.33	30,864,670	4.379	2028/4/12	2.31
13	イタリア	国債証券	BTPS 3.85%	160,000	18,673.44	29,877,504	19,179.45	30,687,130	3.85	2034/7/1	2.30
14	フィンランド	社債券	NORDEA BANK AB 4.625%	200,000	15,188.83	30,377,660	15,295.31	30,590,633	4.625	2033/9/13	2.29
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.875%	199,000	15,365.59	30,577,538	15,173.92	30,196,111	3.875	2033/8/15	2.26
16	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 3.55%	145,000	18,996.99	27,545,641	19,054.77	27,629,418	3.55	2033/10/31	2.07
17	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 0%	176,000	15,044.68	26,478,651	15,294.97	26,919,155	0	2032/5/25	2.02
18	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 4.125%	122,000	21,228.20	25,898,411	21,245.99	25,920,110	4.125	2031/3/7	1.94
19	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 0.5%	200,000	12,608.38	25,216,767	12,727.01	25,454,035	0.5	2040/1/15	1.91
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.875%	150,000	15,779.34	23,669,019	15,865.39	23,798,093	4.875	2028/10/31	1.78
21	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 1.75%	205,000	11,441.83	23,455,752	11,417.02	23,404,892	1.75	2049/1/22	1.75
22	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 3.5%	260,000	8,953.19	23,278,300	8,826.19	22,948,103	3.5	2033/4/14	1.72
23	アメリカ	社債券	ORACLE CORP 5.2%	150,000	15,090.64	22,635,961	14,573.95	21,860,934	5.2	2035/9/26	1.64
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.375%	213,000	9,970.99	21,238,224	9,700.98	20,663,104	2.375	2051/5/15	1.55
25	オランダ	社債券	ING GROEP NV 4.375%	100,000	18,728.39	18,728,391	18,924.58	18,924,586	4.375	2034/8/15	1.42
26	ドイツ	社債券	COMMERZBANK AG 4.125%	100,000	18,601.13	18,601,138	18,611.04	18,611,040	4.125	2037/6/30	1.39
27	アメリカ	社債券	NEXTERA ENERGY 3.996%	100,000	18,326.83	18,326,832	18,315.83	18,315,830	3.996	2056/5/15	1.37
28	アメリカ	社債券	MICRON TECH 5.875%	110,000	16,354.49	17,989,944	16,336.25	17,969,875	5.875	2033/2/9	1.35
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.875%	150,000	12,028.05	18,042,084	11,932.65	17,898,988	2.875	2043/5/15	1.34
30	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 1.4%	85,000	18,026.12	15,322,203	18,041.70	15,335,451	1.4	2028/4/30	1.15

## □.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	83.82
社債券	14.38
合計	98.20

### 投資不動産物件

#### フコク日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

#### 明治安田アメリカ株式マザーファンド

該当事項はありません。

#### 明治安田欧州株式マザーファンド

該当事項はありません。

#### フコク日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

#### 明治安田外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

#### フコク日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

#### 明治安田アメリカ株式マザーファンド

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP500 MIC EM	買建	38	米ドル	1,327,244.06	203,944,322	1,328,622.5	204,156,133	2.71

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

#### 明治安田欧州株式マザーファンド

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO STOXX50	買建	6	ユーロ	355,706.12	65,222,274	354,060	64,920,441	2.02

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

#### フコク日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

#### 明治安田外国債券マザーファンド

資産の種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	215,000.00	33,081,663	32,960,187	2.46
	ユーロ	買建	174,000.00	31,852,672	31,870,440	2.38

イギリスポンド	買建	31,000.00	6,553,530	6,548,095	0.49
オーストラリアドル	買建	249,000.00	26,576,392	26,822,006	2.00
ニュージーランドドル	買建	72,000.00	6,637,752	6,689,131	0.50
シンガポールドル	買建	109,000.00	13,184,585	13,212,238	0.98
人民元	買建	847,000.00	19,159,140	18,696,847	1.39
米ドル	売建	43,000.00	6,603,488	6,592,037	0.49
カナダドル	売建	117,000.00	13,223,290	13,283,641	0.99
ユーロ	売建	145,000.00	26,581,286	26,557,837	1.98
イギリスポンド	売建	249,000.00	52,497,984	52,598,332	3.93
オーストラリアドル	売建	61,000.00	6,606,152	6,570,852	0.49
ニュージーランドドル	売建	237,000.00	21,518,178	22,019,504	1.64
シンガポールドル	売建	109,000.00	13,280,887	13,212,238	0.98

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

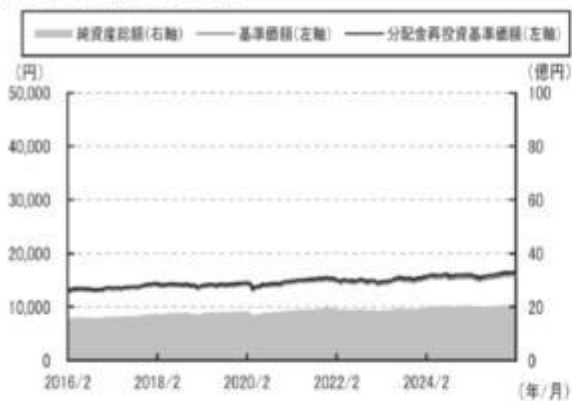
#### 参考情報

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

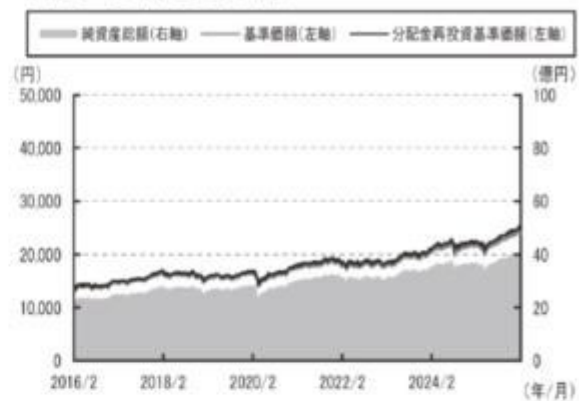
2026年1月30日現在

## 基準価額・純資産の推移

## ◆フコク株25大河



## ◆フコク株50大河



## ◆フコク株75大河



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

	フコク株25大河	フコク株50大河	フコク株75大河
基準価額	15,795円	23,962円	33,566円
純資産総額	20億円	40億円	42億円

## 分配の推移

分配金の推移			
	フコク株25大河	フコク株50大河	フコク株75大河
2025年7月	20円	20円	20円
2024年7月	20円	20円	20円
2023年7月	20円	20円	20円
2022年7月	20円	20円	20円
2021年7月	20円	20円	20円
設定来累計	420円	440円	420円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

## 主要な資産の状況

### 資産の投資比率

※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

#### ◆フコク株25大河

資産の種類	投資比率 (%)
フコク日本株式マザーファンド	15.52
明治安田アメリカ株式マザーファンド	6.01
明治安田欧州株式マザーファンド	4.16
フコク日本債券マザーファンド	66.30
明治安田外国債券マザーファンド	5.01
その他の資産（負債控除後）	2.99
合計（純資産総額）	100.00

#### ◆フコク株50大河

資産の種類	投資比率 (%)
フコク日本株式マザーファンド	36.04
明治安田アメリカ株式マザーファンド	8.94
明治安田欧州株式マザーファンド	6.20
フコク日本債券マザーファンド	40.89
明治安田外国債券マザーファンド	4.95
その他の資産（負債控除後）	2.99
合計（純資産総額）	100.00

#### ◆フコク株75大河

資産の種類	投資比率 (%)
フコク日本株式マザーファンド	50.96
明治安田アメリカ株式マザーファンド	14.73
明治安田欧州株式マザーファンド	10.21
フコク日本債券マザーファンド	21.19
明治安田外国債券マザーファンド	-
その他の資産（負債控除後）	2.91
合計（純資産総額）	100.00

### 組入資産上位10銘柄（各マザーファンド）

#### フコク日本株式マザーファンド

	銘柄名	業種	投資比率 (%)
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.60
2	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.95
3	ソニーグループ	電気機器	3.54
4	日立製作所	電気機器	3.50
5	トヨタ自動車	輸送用機器	3.26
6	伊藤忠商事	卸売業	2.87
7	任天堂	その他製品	2.62
8	アドバンテスト	電気機器	2.42
9	東京エレクトロン	電気機器	2.40
10	信越化学工業	化学	2.38

※投資比率は各マザーファンドの対純資産総額比

## 明治安田アメリカ株式マザーファンド

	銘柄名	国	業種	投資比率 (%)
1	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	8.17
2	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.39
3	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	5.05
4	AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	4.29
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	アメリカ	メディア・娯楽	2.97
6	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	2.92
7	BROADCOM INC	アメリカ	半導体・半導体製造装置	2.76
8	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	2.62
9	TESLA INC	アメリカ	自動車・自動車部品	1.91
10	ELI LILLY AND COMPANY	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.47

※投資比率は各マザーファンドの対純資産総額比

## 明治安田欧州株式マザーファンド

	銘柄名	国	業種	投資比率 (%)
1	ASML HOLDING NV	オランダ	半導体・半導体製造装置	3.99
2	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.29
3	HSBC HOLDINGS PLC	イギリス	銀行	2.16
4	NOVARTIS AG-REG	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.13
5	ASTRAZENECA PLC	イギリス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.01
6	NESTLE SA-REG	スイス	食品・飲料・タバコ	1.68
7	SIEMENS AG-REG	ドイツ	資本財	1.63
8	SHELL PLC	イギリス	エネルギー	1.59
9	SAP SE	ドイツ	ソフトウェア・サービス	1.45
10	NOVO NORDISK A/S-B	デンマーク	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.36

※投資比率は各マザーファンドの対純資産総額比

## フコク日本債券マザーファンド

	銘柄名	利率 (%)	償還期限	種類	投資比率 (%)
1	第372回利付国債10年	0.8	2033年9月20日	国債証券	7.88
2	第475回利付国債2年	0.9	2027年8月1日	国債証券	6.22
3	第186回利付国債20年	1.5	2043年9月20日	国債証券	5.23
4	第376回利付国債10年	0.9	2034年9月20日	国債証券	4.72
5	第355回利付国債10年	0.1	2029年6月20日	国債証券	4.47
6	第165回利付国債20年	0.5	2038年6月20日	国債証券	3.66
7	第179回利付国債20年	0.5	2041年12月20日	国債証券	3.60
8	第86回利付国債30年	2.4	2055年3月20日	国債証券	3.47
9	第369回利付国債10年	0.5	2032年12月20日	国債証券	2.73
10	第1回日本航空無担保永久社債（劣後特約付）*	3.218	2030年4月16日	社債券	2.60

※投資比率は各マザーファンドの対純資産総額比

\*繰上償還条項が付与されている銘柄は、最初の繰上償還可能日を表示しています。

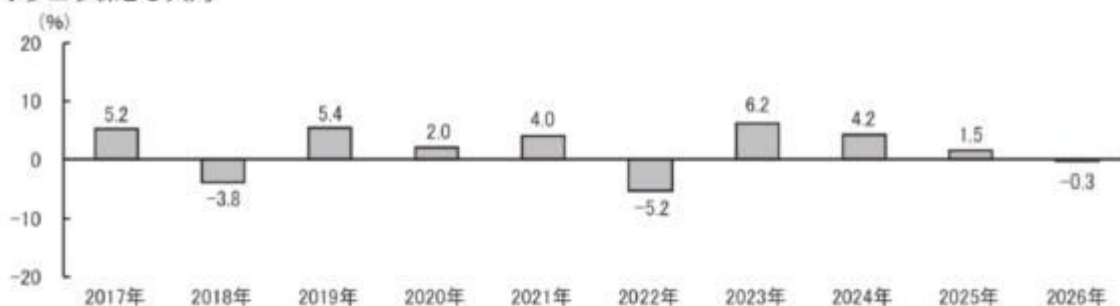
## 明治安田外国債券マザーファンド

	銘柄名	利率 (%)	償還期限	国	種類	投資比率 (%)
1	US TREASURY N/B 3.75%	3.75	2027年4月30日	アメリカ	国債証券	7.26
2	US TREASURY N/B 4.125%	4.125	2032年5月31日	アメリカ	国債証券	5.22
3	CHINA GOVT BOND 2.55%	2.55	2028年10月15日	中国	国債証券	5.18
4	CHINA GOVT BOND 2.52%	2.52	2033年8月25日	中国	国債証券	4.94
5	US TREASURY N/B 4.625%	4.625	2031年4月30日	アメリカ	国債証券	4.05
6	TREASURY 4.5%	4.5	2034年9月7日	イギリス	国債証券	3.79
7	BUNDESSCHATZANW 2%	2	2026年12月10日	ドイツ	国債証券	3.16
8	US TREASURY N/B 3.75%	3.75	2030年5月31日	アメリカ	国債証券	2.90
9	BTPS 0.95%	0.95	2032年6月1日	イタリア	国債証券	2.62
10	US TREASURY N/B 3%	3	2048年2月15日	アメリカ	国債証券	2.40

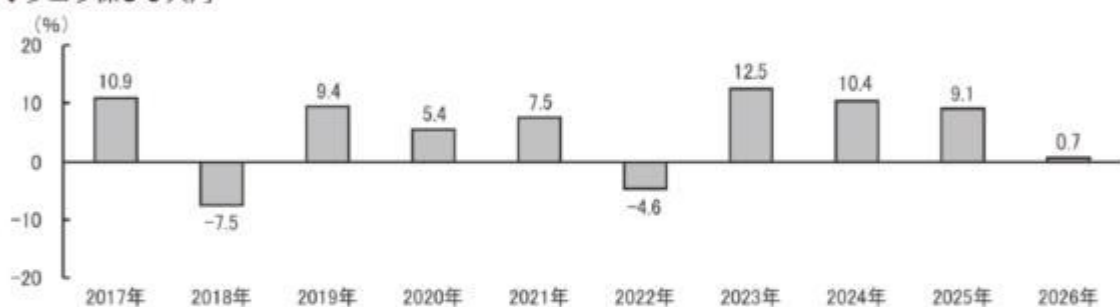
※投資比率は各マザーファンドの対純資産総額比

## 年間収益率の推移（暦年ベース）

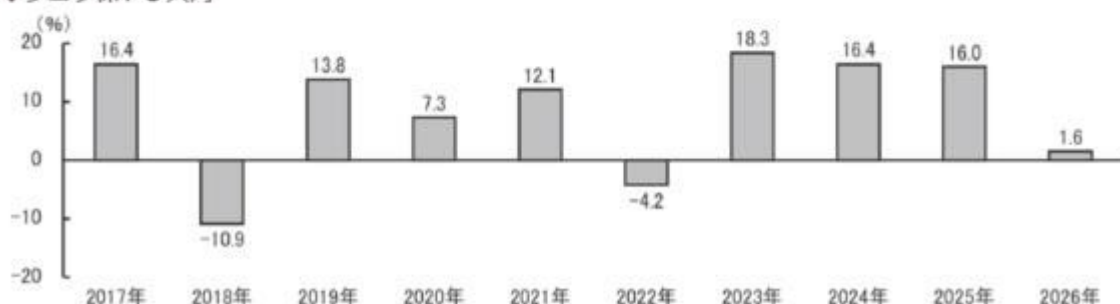
### ◆フコク株25大河



### ◆フコク株50大河



### ◆フコク株75大河



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※2026年は1月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

取得申込は確定拠出年金制度によるものとします。

#### (1) 申込受付

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた申込を取消することができます。

申込期間中における取得申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。

## （２）申込単位

1円以上1円単位とします。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

## （３）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額））を販売会社に支払うものとします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社 電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時） ホームページアドレス： <a href="https://www.myam.co.jp/">https://www.myam.co.jp/</a>
--

受益者が自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

## （４）申込手数料

かかりません。

自動継続投資契約に基づき、収益分配金を再投資する場合も、申込手数料はかかりません。

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

前記において「申込」を「取得申込」または「購入申込」ということがあります。

## 2【換金（解約）手続等】

確定拠出年金制度による解約請求によります。なお、解約にかかる手数料はありません。

### （１）解約方法

一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

### （２）解約受付

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。

一部解約の実行請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに換金の請求が行われ、かつ、当該請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。

### （３）解約単位

1口単位

## (4) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社  
 電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）  
 ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

## (5) 信託財産留保額

ありません。

## (6) 解約代金支払

一部解約金の支払いは、原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目以降、販売会社の営業所等で行います。

## (7) 解約に関する留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。一部解約実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして計算された価額とします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

前記において「解約」を「換金」ということがあります。

## 3【資産管理等の概要】

## (1)【資産の評価】

## 基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して求めます。

## 組入資産の評価

主な資産の種類	評価方法
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または委託会社へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

信託期間は無期限です。ただし、約款の規定により償還となることがあります。

## (4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年7月16日から翌年7月15日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

## (5) 【その他】

信託の終了

### 1. 信託契約の解約

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

## 2. 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の規定にしたがいます。

## 3. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引き継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

## 4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

## 5. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 信託約款の変更

### 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

### 2. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1.第2および第3段落記載の手続きに従います。

## 関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間のファンドの運用の委託に関する契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも、フコク日本株式マザーファンドおよびフコク日本債券マザーファン

ドについては3ヵ月前までに、書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

#### 運用状況に係る情報の提供

決算時および償還時に運用報告書を作成し、交付運用報告書は、知っている受益者に販売会社を通じて交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。ただし、委託会社は、受益者から当該情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

#### 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）の収益分配金は、販売会社を通じて、決算日の基準価額で翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2) 償還金に対する請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）の償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

### (3) 換金(解約)請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

（４）帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

（５）反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定められた手続きにより行うものとします。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間（2024年7月17日から2025年7月15日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【フコク株 2 5 大河】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第23期 2024年 7月16日現在	第24期 2025年 7月15日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	74,880,860	73,055,801
親投資信託受益証券	1,996,416,595	1,956,133,284
未収入金	400,000	-
未収利息	99	910
流動資産合計	2,071,697,554	2,029,189,995
資産合計	2,071,697,554	2,029,189,995
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	2,621,567	2,611,132
未払解約金	335,134	14,413,328
未払受託者報酬	766,130	652,908
未払委託者報酬	10,069,054	9,269,257
その他未払費用	43,720	43,610
流動負債合計	13,835,605	26,990,235
負債合計	13,835,605	26,990,235
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,310,783,942	1,305,566,077
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	747,078,007	696,633,683
( 分配準備積立金 )	487,643,644	469,793,991
元本等合計	2,057,861,949	2,002,199,760
純資産合計	2,057,861,949	2,002,199,760
負債純資産合計	2,071,697,554	2,029,189,995

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期		第24期	
	自	2023年 7月19日	自	2024年 7月17日
	至	2024年 7月16日	至	2025年 7月15日
<b>営業収益</b>				
受取利息		10,200		208,591
有価証券売買等損益		125,783,680		24,583,311
営業収益合計		125,793,880		24,374,720
<b>営業費用</b>				
支払利息		40,537		-
受託者報酬		1,517,079		1,441,056
委託者報酬		19,938,560		19,494,802
その他費用		87,149		88,589
営業費用合計		21,583,325		21,024,447
営業利益又は営業損失（ ）		104,210,555		45,399,167
経常利益又は経常損失（ ）		104,210,555		45,399,167
当期純利益又は当期純損失（ ）		104,210,555		45,399,167
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		1,504,632		1,884,690
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		638,778,832		747,078,007
剰余金増加額又は欠損金減少額		34,815,499		27,337,294
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		34,815,499		27,337,294
剰余金減少額又は欠損金増加額		26,600,680		31,656,009
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		26,600,680		31,656,009
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		2,621,567		2,611,132
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		747,078,007		696,633,683

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は2024年7月17日から2025年7月15日までとなっております。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

第23期 2024年7月16日現在		第24期 2025年7月15日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,310,783,942口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,305,566,077口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.5699円 (15,699円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.5336円 (15,336円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第23期 自 2023年7月19日 至 2024年7月16日		第24期 自 2024年7月17日 至 2025年7月15日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額	(フコク日本株式マ ザーファンド) 年率0.32% (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45% (フコク日本債券マ ザーファンド) 年率0.19%	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額	(フコク日本株式マ ザーファンド) 年率0.32% (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45% (フコク日本債券マ ザーファンド) 年率0.19%
		上記、明治安田欧州株式マザーファンドの信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用については投資約款の変更により、2024年10月1日より発生いたしません。	
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	16,489,590円	A 費用控除後の配当等収益額	4,970,943円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	86,216,333円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円
C 収益調整金額	291,182,463円	C 収益調整金額	308,364,192円
D 分配準備積立金額	387,559,288円	D 分配準備積立金額	467,434,180円
E 当ファンドの分配対象収益額	781,447,674円	E 当ファンドの分配対象収益額	780,769,315円
F 当ファンドの期末残存口数	1,310,783,942口	F 当ファンドの期末残存口数	1,305,566,077口
G 10,000口当たり収益分配対象額	5,961円	G 10,000口当たり収益分配対象額	5,980円
H 10,000口当たり分配金額	20円	H 10,000口当たり分配金額	20円
I 収益分配金金額	2,621,567円	I 収益分配金金額	2,611,132円

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	第23期 自 2023年7月19日 至 2024年7月16日	第24期 自 2024年7月17日 至 2025年7月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第23期 2024年 7月16日現在	第24期 2025年 7月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第23期 自 2023年 7月19日 至 2024年 7月16日	第24期 自 2024年 7月17日 至 2025年 7月15日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	104,777,454	26,319,703
合計	104,777,454	26,319,703

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第23期 自 2023年 7月19日 至 2024年 7月16日	第24期 自 2024年 7月17日 至 2025年 7月15日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

	第23期 自 2023年 7月19日 至 2024年 7月16日	第24期 自 2024年 7月17日 至 2025年 7月15日
期首元本額	1,297,889,681円	1,310,783,942円
期中追加設定元本額	66,903,183円	50,376,633円
期中一部解約元本額	54,008,922円	55,594,498円

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	明治安田欧州株式マザーファンド	18,158,623	82,291,247	
	明治安田外国債券マザーファンド	27,495,485	102,415,182	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	13,951,233	124,796,569	
	フコク日本株式マザーファンド	74,612,681	303,673,611	
	フコク日本債券マザーファンド	1,087,150,227	1,342,956,675	
	合計	1,221,368,249	1,956,133,284	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【フコク株50大河】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第23期 2024年 7月16日現在	第24期 2025年 7月15日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	139,605,157	135,021,251
親投資信託受益証券	3,668,226,543	3,606,525,139
未収入金	1,710,000	-
未収利息	185	1,682
流動資産合計	3,809,541,885	3,741,548,072
資産合計	3,809,541,885	3,741,548,072
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	3,432,635	3,397,686
未払解約金	2,500,163	213,956
未払受託者報酬	1,382,433	1,176,471
未払委託者報酬	21,723,812	18,544,705
その他未払費用	78,937	78,686
流動負債合計	29,117,980	23,411,504
負債合計	29,117,980	23,411,504
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,716,317,994	1,698,843,212
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,064,105,911	2,019,293,356
（分配準備積立金）	1,543,857,660	1,475,015,264
元本等合計	3,780,423,905	3,718,136,568
純資産合計	3,780,423,905	3,718,136,568
負債純資産合計	3,809,541,885	3,741,548,072

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期		第24期	
	自	2023年 7月19日	自	2024年 7月17日
	至	2024年 7月16日	至	2025年 7月15日
<b>営業収益</b>				
受取利息		18,728		379,153
有価証券売買等損益		508,985,444		19,788,596
営業収益合計		509,004,172		20,167,749
<b>営業費用</b>				
支払利息		72,417		-
受託者報酬		2,702,614		2,589,807
委託者報酬		42,469,405		40,395,892
その他費用		155,335		159,384
営業費用合計		45,399,771		43,145,083
営業利益又は営業損失（ ）		463,604,401		22,977,334
経常利益又は経常損失（ ）		463,604,401		22,977,334
当期純利益又は当期純損失（ ）		463,604,401		22,977,334
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		8,923,726		7,751,208
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,634,164,235		2,064,105,911
剰余金増加額又は欠損金減少額		69,683,112		86,970,580
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		69,683,112		86,970,580
剰余金減少額又は欠損金増加額		90,989,476		113,159,323
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		90,989,476		113,159,323
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		3,432,635		3,397,686
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		2,064,105,911		2,019,293,356

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3.その他	当ファンドの計算期間は2024年7月17日から2025年7月15日までとなっております。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

第23期 2024年7月16日現在		第24期 2025年7月15日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,716,317,994口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,698,843,212口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.2026円 (22,026円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.1886円 (21,886円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第23期 自2023年7月19日 至2024年7月16日		第24期 自2024年7月17日 至2025年7月15日	
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額	(フコク日本株式マ ザーファンド) 年率0.32% (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45% (フコク日本債券マ ザーファンド) 年率0.19%	1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額	(フコク日本株式マ ザーファンド) 年率0.32% (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45% (フコク日本債券マ ザーファンド) 年率0.19%
	上記、明治安田欧州株式マザーファンドの信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用については投資約款の変更により、2024年10月1日より発生いたしません。		
2.分配金の計算過程		2.分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	43,561,061円	A 費用控除後の配当等収益額	17,533,587円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	411,119,614円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円
C 収益調整金額	711,763,317円	C 収益調整金額	771,960,393円
D 分配準備積立金額	1,092,609,620円	D 分配準備積立金額	1,460,879,363円
E 当ファンドの分配対象収益額	2,259,053,612円	E 当ファンドの分配対象収益額	2,250,373,343円
F 当ファンドの期末残存口数	1,716,317,994口	F 当ファンドの期末残存口数	1,698,843,212口
G 10,000口当たり収益分配対象額	13,162円	G 10,000口当たり収益分配対象額	13,246円
H 10,000口当たり分配金額	20円	H 10,000口当たり分配金額	20円
I 収益分配金金額	3,432,635円	I 収益分配金金額	3,397,686円

## (金融商品に関する注記)

## 1.金融商品の状況に関する事項

	第23期 自2023年7月19日 至2024年7月16日	第24期 自2024年7月17日 至2025年7月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第23期 2024年 7月16日現在	第24期 2025年 7月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第23期 自 2023年 7月19日 至 2024年 7月16日	第24期 自 2024年 7月17日 至 2025年 7月15日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	457,742,731	18,777,414
合計	457,742,731	18,777,414

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第23期 自 2023年 7月19日 至 2024年 7月16日	第24期 自 2024年 7月17日 至 2025年 7月15日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

	第23期 自 2023年 7月19日 至 2024年 7月16日	第24期 自 2024年 7月17日 至 2025年 7月15日
期首元本額	1,744,893,676円	1,716,317,994円
期中追加設定元本額	68,488,297円	76,752,384円
期中一部解約元本額	97,063,979円	94,227,166円

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	明治安田欧州株式マザーファンド	50,222,784	227,599,612	
	明治安田外国債券マザーファンド	50,687,756	188,801,753	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	38,643,459	345,673,469	
	フコク日本株式マザーファンド	319,462,771	1,300,213,477	
	フコク日本債券マザーファンド	1,250,090,527	1,544,236,828	
	合計	1,709,107,297	3,606,525,139	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【フコク株75大河】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第23期 2024年 7月16日現在	第24期 2025年 7月15日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	137,861,203	132,592,134
親投資信託受益証券	3,548,160,763	3,536,917,375
未収入金	-	1,310,000
未収利息	183	1,652
流動資産合計	3,686,022,149	3,670,821,161
資産合計	3,686,022,149	3,670,821,161
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	2,528,427	2,500,889
未払解約金	2,314,311	1,172,784
未払受託者報酬	1,489,065	1,227,820
未払委託者報酬	23,824,949	19,673,140
その他未払費用	74,394	76,017
流動負債合計	30,231,146	24,650,650
負債合計	30,231,146	24,650,650
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,264,213,942	1,250,444,685
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,391,577,061	2,395,725,826
（分配準備積立金）	1,855,402,285	1,812,316,800
元本等合計	3,655,791,003	3,646,170,511
純資産合計	3,655,791,003	3,646,170,511
負債純資産合計	3,686,022,149	3,670,821,161

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期		第24期	
	自	2023年 7月19日	自	2024年 7月17日
	至	2024年 7月16日	至	2025年 7月15日
<b>営業収益</b>				
受取利息		18,292		368,201
有価証券売買等損益		714,214,361		76,556,612
営業収益合計		714,232,653		76,924,813
<b>営業費用</b>				
支払利息		66,635		-
受託者報酬		2,853,013		2,755,020
委託者報酬		45,648,088		43,541,199
その他費用		143,465		152,313
営業費用合計		48,711,201		46,448,532
営業利益又は営業損失（ ）		665,521,452		30,476,281
経常利益又は経常損失（ ）		665,521,452		30,476,281
当期純利益又は当期純損失（ ）		665,521,452		30,476,281
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		12,772,402		6,838,065
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,744,728,659		2,391,577,061
剰余金増加額又は欠損金減少額		84,953,901		71,073,902
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		84,953,901		71,073,902
剰余金減少額又は欠損金増加額		88,326,122		101,738,594
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		88,326,122		101,738,594
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		2,528,427		2,500,889
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		2,391,577,061		2,395,725,826

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は2024年7月17日から2025年7月15日までとなっております。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

第23期 2024年7月16日現在		第24期 2025年7月15日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,264,213,942口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,250,444,685口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.8918円 (28,918円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.9159円 (29,159円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第23期 自 2023年7月19日 至 2024年7月16日		第24期 自 2024年7月17日 至 2025年7月15日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額	(フコク日本株式マザーファンド) 年率0.32% (明治安田欧州株式マザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45% (フコク日本債券マザーファンド) 年率0.19%	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額	(フコク日本株式マザーファンド) 年率0.32% (明治安田欧州株式マザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45% (フコク日本債券マザーファンド) 年率0.19%
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	48,969,512円	A 費用控除後の配当等収益額	29,435,619円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	603,779,538円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	7,878,727円
C 収益調整金額	701,714,773円	C 収益調整金額	751,918,946円
D 分配準備積立金額	1,205,181,662円	D 分配準備積立金額	1,777,503,343円
E 当ファンドの分配対象収益額	2,559,645,485円	E 当ファンドの分配対象収益額	2,566,736,635円
F 当ファンドの期末残存口数	1,264,213,942口	F 当ファンドの期末残存口数	1,250,444,685口
G 10,000口当たり収益分配対象額	20,246円	G 10,000口当たり収益分配対象額	20,526円
H 10,000口当たり分配金額	20円	H 10,000口当たり分配金額	20円
I 収益分配金金額	2,528,427円	I 収益分配金金額	2,500,889円

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	第23期 自 2023年7月19日 至 2024年7月16日	第24期 自 2024年7月17日 至 2025年7月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第23期 2024年 7月16日現在	第24期 2025年 7月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第23期 自 2023年 7月19日 至 2024年 7月16日 当計算期間の損益に含まれた評価差額	第24期 自 2024年 7月17日 至 2025年 7月15日 当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	671,386,047	77,400,639
合計	671,386,047	77,400,639

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第23期 自 2023年 7月19日 至 2024年 7月16日	第24期 自 2024年 7月17日 至 2025年 7月15日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

	第23期 自 2023年 7月19日 至 2024年 7月16日	第24期 自 2024年 7月17日 至 2025年 7月15日
期首元本額	1,274,784,187円	1,264,213,942円
期中追加設定元本額	53,847,627円	40,061,760円
期中一部解約元本額	64,417,872円	53,831,017円

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	明治安田欧州株式マザーファンド	82,005,313	371,631,677	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	62,838,224	562,100,481	
	フコク日本株式マザーファンド	445,449,403	1,812,979,070	
	フコク日本債券マザーファンド	639,687,645	790,206,147	
合計		1,229,980,585	3,536,917,375	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「フコク日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、フコク日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

フコク日本株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年 7月15日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	46,219,434
株式	11,977,690,960
未収配当金	19,718,000
未収利息	575
流動資産合計	12,043,628,969
資産合計	12,043,628,969
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	2,959,155,078
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	9,084,473,891
元本等合計	12,043,628,969
純資産合計	12,043,628,969
負債純資産合計	12,043,628,969

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準

国内株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。  
 (2) 有価証券売買等損益の計上基準  
 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2025年 7月15日現在

1. 元本の移動	
期首	2024年 7月17日
期首元本額	3,036,455,533円
期末元本額	2,959,155,078円
期中追加設定元本額	96,036,313円
期中一部解約元本額	173,336,768円
元本の内訳	
フコク日本株式ファンド	2,119,630,223円
フコク株25大河	74,612,681円
フコク株50大河	319,462,771円
フコク株75大河	445,449,403円
2. 1口当たり純資産額	4.0700円
(10,000口当たり純資産額)	(40,700円)

(注)\*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
鹿島建設	52,000	3,668.00	190,736,000	
大和ハウス工業	33,800	4,900.00	165,620,000	
関電工	34,200	3,351.00	114,604,200	
麒麟ホールディングス	89,300	1,975.00	176,367,500	
東レ	158,700	1,003.00	159,176,100	
旭化成	135,400	1,011.00	136,889,400	
信越化学工業	39,300	4,637.00	182,234,100	
エフピコ	12,000	2,621.00	31,452,000	
武田薬品工業	47,300	4,445.00	210,248,500	
第一三共	60,900	3,410.00	207,669,000	
横浜ゴム	23,500	4,132.00	97,102,000	
住友ゴム工業	45,400	1,676.50	76,113,100	
太平洋セメント	29,600	3,680.00	108,928,000	
住友電気工業	43,700	3,271.00	142,942,700	
AREホールディングス	41,000	1,975.00	80,975,000	
RS Technologies	15,600	2,990.00	46,644,000	
ディスコ	1,600	46,250.00	74,000,000	
小松製作所	26,600	4,832.00	128,531,200	
ダイキン工業	8,000	18,390.00	147,120,000	
栗田工業	25,400	5,614.00	142,595,600	
THK	34,000	3,876.00	131,784,000	
三菱重工業	35,700	3,289.00	117,417,300	

ミネベアミツミ	52,600	2,205.00	115,983,000
日立製作所	57,700	4,182.00	241,301,400
三菱電機	75,100	3,115.00	233,936,500
ニデック	28,500	2,706.50	77,135,250
オムロン	34,300	3,845.00	131,883,500
日本電気	51,600	3,880.00	200,208,000
富士通	73,000	3,193.00	233,089,000
ソニーグループ	141,100	3,566.00	503,162,600
キーエンス	2,200	55,740.00	122,628,000
シスメックス	51,400	2,471.00	127,009,400
ファナック	28,000	3,732.00	104,496,000
東京エレクトロン	10,000	27,410.00	274,100,000
デンソー	69,100	1,970.50	136,161,550
川崎重工業	14,900	10,165.00	151,458,500
トヨタ自動車	139,300	2,532.00	352,707,600
武蔵精密工業	30,600	3,170.00	97,002,000
スズキ	94,600	1,661.00	157,130,600
タムロン	36,800	895.00	32,936,000
フジシールインターナショナル	13,700	2,764.00	37,866,800
任天堂	26,200	12,525.00	328,155,000
九州電力	85,100	1,284.00	109,268,400
東日本旅客鉄道	66,900	3,157.00	211,203,300
西日本旅客鉄道	27,400	3,214.00	88,063,600
日本郵船	31,100	5,165.00	160,631,500
GMOペイメントゲートウェイ	15,500	8,562.00	132,711,000
野村総合研究所	27,300	5,212.00	142,287,600
シンプレクス・ホールディングス	26,300	3,785.00	99,545,500
LINEヤフー	304,300	513.20	156,166,760
KDDI	109,100	2,422.00	264,240,200
KADOKAWA	9,300	3,737.00	34,754,100
東宝	17,400	8,287.00	144,193,800
ソフトバンクグループ	16,500	10,465.00	172,672,500
コメダホールディングス	40,600	2,935.00	119,161,000
伊藤忠商事	43,600	7,527.00	328,177,200
三井物産	64,100	2,983.00	191,210,300
トライアルホールディングス	55,600	2,448.00	136,108,800
パン・パシフィック・インターナショナル ホールディングス	40,000	5,030.00	201,200,000
サイゼリヤ	29,900	4,845.00	144,865,500
サンドラッグ	23,500	4,544.00	106,784,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	256,700	1,998.50	513,014,950
りそなホールディングス	86,300	1,291.00	111,413,300
三井住友フィナンシャルグループ	96,500	3,644.00	351,646,000

群馬銀行	126,700	1,273.50	161,352,450	
SBIホールディングス	34,600	5,678.00	196,458,800	
第一生命ホールディングス	109,200	1,126.00	122,959,200	
東京海上ホールディングス	33,700	5,887.00	198,391,900	
T&Dホールディングス	30,500	3,380.00	103,090,000	
オリックス	36,000	3,310.00	119,160,000	
三井不動産	165,100	1,362.50	224,948,750	
ラウンドワン	51,200	1,503.00	76,953,600	
サイバーエージェント	97,700	1,476.50	144,254,050	
リクルートホールディングス	22,700	8,075.00	183,302,500	
合 計	4,204,100		11,977,690,960	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 明治安田アメリカ株式マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

2025年 7月15日現在

資産の部	
流動資産	
預金	31,612,340
コール・ローン	16,957,095
株式	5,522,485,242
投資証券	94,536,620
派生商品評価勘定	2,884,977
未収配当金	2,467,300
未収利息	211
差入委託証拠金	57,159,767
流動資産合計	5,728,103,552
資産合計	5,728,103,552
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	48,738
未払解約金	1,340,000
流動負債合計	1,388,738
負債合計	1,388,738
純資産の部	
元本等	
元本	640,199,453
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	5,086,515,361
元本等合計	5,726,714,814
純資産合計	5,726,714,814
負債純資産合計	5,728,103,552

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(4) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(4) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2025年 7月15日現在

1. 元本の移動	
期首	2024年 7月17日
期首元本額	695,397,032円
期末元本額	640,199,453円
期中追加設定元本額	78,243,491円
期中一部解約元本額	133,441,070円
元本の内訳	
明治安田アメリカ株式ファンド	327,868,628円
明治安田ライフプランファンド20	4,241,850円
明治安田ライフプランファンド50	27,520,021円
明治安田ライフプランファンド70	34,320,165円
フコク株25大河	13,951,233円
フコク株50大河	38,643,459円
フコク株75大河	62,838,224円
資産形成ファンド	120,429,903円
明治安田VAアメリカ株式ファンド（適格機関投資家専用）	8,516,086円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	218,181円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	426,590円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	1,225,113円
2. 1口当たり純資産額	8.9452円
(10,000口当たり純資産額)	(89,452円)

(注) \*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	

米ドル	CHEVRON CORP	390	151.65	59,143.50
	CONOCOPHILLIPS	160	94.17	15,067.20
	DIAMONDBACK ENERGY INC	70	141.96	9,937.20
	EQT CORP	2,520	58.28	146,865.60
	EXPAND ENERGY CORP	1,540	109.58	168,753.20
	EXXON MOBIL CORP	2,274	113.92	259,054.08
	KINDER MORGAN INC	910	28.32	25,771.20
	ONEOK INC	150	81.58	12,237.00
	TARGA RESOURCES CORP	720	172.46	124,171.20
	WILLIAMS COS INC	2,410	59.04	142,286.40
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	50	290.80	14,540.00
	AMCOR PLC	6,130	9.62	58,970.60
	BALL CORP	700	58.20	40,740.00
	ECOLAB INC	620	268.23	166,302.60
	LINDE PLC	470	468.78	220,326.60
	NEWMONT GOLDCORP CORP	400	60.82	24,328.00
	PACKAGING CORP OF AMERICA	970	203.39	197,288.30
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	140	344.50	48,230.00
	SMURFIT WESTROCK PLC	240	46.39	11,133.60
	3M CO	170	157.91	26,844.70
	AMETEK INC	820	178.36	146,255.20
	CATERPILLAR INC	80	405.77	32,461.60
	CUMMINS INC	50	340.22	17,011.00
	DEERE & CO	56	507.61	28,426.16
	EATON CORP PLC	90	360.29	32,426.10
	EMERSON ELECTRIC CO	1,200	139.90	167,880.00
	FASTENAL CO	720	45.07	32,450.40
	GE AEROSPACE	1,390	262.34	364,652.60
	GE VERNOVA INC	37	555.04	20,536.48
	GENERAL DYNAMICS CORP	410	304.85	124,988.50
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	140	238.06	33,328.40
	HOWMET AEROSPACE INC	470	184.32	86,630.40
	HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	70	258.50	18,095.00
	ILLINOIS TOOL WORKS	280	257.62	72,133.60
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	50	262.31	13,115.50	
LOCKHEED MARTIN CORP	464	473.57	219,736.48	
PARKER HANNIFIN CORP	220	712.09	156,659.80	
ROCKWELL AUTOMATION INC	380	343.17	130,404.60	
RTX CORP	1,200	149.28	179,136.00	
SMITH (A.O.)CORP	1,670	68.85	114,979.50	
SNAP-ON INC	30	319.19	9,575.70	
WW GRAINGER INC	168	1,057.57	177,671.76	

AUTOMATIC DATA PROCESSING	760	303.36	230,553.60
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	70	236.02	16,521.40
CINTAS CORP	56	216.90	12,146.40
PAYCOM SOFTWARE INC	650	222.00	144,300.00
ROLLINS INC	280	55.74	15,607.20
WASTE MANAGEMENT INC	60	229.30	13,758.00
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	250	98.02	24,505.00
EXPEDITORS INTL WASH INC	950	114.98	109,231.00
FEDEX CORP	90	233.98	21,058.20
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	630	152.20	95,886.00
UBER TECHNOLOGIES INC	3,310	93.89	310,775.90
UNION PACIFIC CORP	420	233.31	97,990.20
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	110	100.12	11,013.20
TESLA INC	2,238	316.90	709,222.20
DECKERS OUTDOOR CORP	160	98.38	15,740.80
GARMIN LTD	130	217.41	28,263.30
AIRBNB INC-CLASS A	1,470	138.57	203,697.90
BOOKING HOLDINGS INC	49	5,766.04	282,535.96
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	1,450	54.82	79,489.00
DOMINO'S PIZZA INC	25	472.94	11,823.50
DOORDASH INC - A	120	242.85	29,142.00
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	80	278.65	22,292.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	40	282.87	11,314.80
MCDONALD'S CORP	235	301.88	70,941.80
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	300	342.03	102,609.00
YUM! BRANDS INC	650	147.17	95,660.50
ALPHABET INC-CL A	3,760	181.56	682,665.60
ALPHABET INC-CL C	3,395	182.81	620,639.95
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	40	399.61	15,984.40
COMCAST CORP-CLASS A	790	35.64	28,155.60
META PLATFORMS INC-CLASS A	1,726	720.92	1,244,307.92
NETFLIX INC	436	1,261.95	550,210.20
OMNICOM GROUP	1,750	72.65	127,137.50
WALT DISNEY CO/THE	440	119.97	52,786.80
AMAZON.COM INC	7,551	225.69	1,704,185.19
CARMAX INC	250	65.20	16,300.00
HOME DEPOT INC	750	370.11	277,582.50
LOWE'S COS INC	130	222.40	28,912.00
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	1,785	93.12	166,219.20
ROSS STORES INC	100	131.17	13,117.00
TJX COMPANIES INC	710	123.56	87,727.60
ULTA BEAUTY INC	80	479.67	38,373.60

COSTCO WHOLESALE CORP	357	980.91	350,184.87
KROGER CO	370	72.27	26,739.90
WALMART INC	4,020	95.78	385,035.60
ALTRIA GROUP INC	2,640	58.13	153,463.20
COCA-COLA CO/THE	4,434	69.47	308,029.98
KRAFT HEINZ CO/THE	550	27.80	15,290.00
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	1,540	71.96	110,818.40
MOLSON COORS BREWING CO -B	350	49.47	17,314.50
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	310	67.64	20,968.40
MONSTER BEVERAGE CORP	1,220	59.67	72,797.40
PEPSICO INC	100	135.57	13,557.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,120	180.75	202,440.00
TYSON FOODS INC-CL A	1,790	54.32	97,232.80
COLGATE-PALMOLIVE CO	1,840	88.85	163,484.00
KENVUE INC	570	21.82	12,437.40
KIMBERLY-CLARK CORP	130	127.46	16,569.80
PROCTER & GAMBLE CO/THE	1,330	153.76	204,500.80
ABBOTT LABORATORIES	1,250	132.03	165,037.50
BECTON DICKINSON AND CO	290	177.09	51,356.10
BOSTON SCIENTIFIC CORP	180	104.33	18,779.40
CENCORA INC	590	297.06	175,265.40
CENTENE CORP	2,860	30.64	87,630.40
CVS HEALTH CORPORATION	290	64.36	18,664.40
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	260	78.28	20,352.80
ELEVANCE HEALTH INC	60	340.07	20,404.20
HCA HEALTHCARE INC	540	380.45	205,443.00
IDEXX LABORATORIES INC	235	531.42	124,883.70
INTUITIVE SURGICAL INC	35	516.44	18,075.40
MCKESSON CORP	226	715.57	161,718.82
MEDTRONIC PLC	250	89.73	22,432.50
MOLINA HEALTHCARE INC	40	218.95	8,758.00
THE CIGNA GROUP	480	303.06	145,468.80
UNITEDHEALTH GROUP INC	670	300.58	201,388.60
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	80	183.45	14,676.00
ABBVIE INC	1,830	191.52	350,481.60
AMGEN INC	50	297.03	14,851.50
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	4,580	47.34	216,817.20
DANAHER CORP	130	197.75	25,707.50
ELI LILLY AND COMPANY	442	799.34	353,308.28
GILEAD SCIENCES INC	620	112.09	69,495.80
INCYTE CORP	1,850	69.98	129,463.00
JOHNSON & JOHNSON	2,530	156.82	396,754.60

MERCK & CO. INC.	950	83.67	79,486.50
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	112	1,193.89	133,715.68
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	67	425.34	28,497.78
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	550	224.49	123,469.50
ZOETIS INC	1,370	155.65	213,240.50
BANK OF AMERICA CORP	5,670	47.07	266,886.90
CITIGROUP INC	260	87.50	22,750.00
CITIZENS FINANCIAL GROUP	430	47.88	20,588.40
HUNTINGTON BANCSHARES INC	10,550	17.07	180,088.50
JPMORGAN CHASE & CO	1,562	288.70	450,949.40
REGIONS FINANCIAL CORP	2,730	24.70	67,431.00
US BANCORP	4,820	47.06	226,829.20
WELLS FARGO & CO	1,310	83.43	109,293.30
AMERICAN EXPRESS CO	80	320.92	25,673.60
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	150	148.53	22,279.50
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	250	95.25	23,812.50
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,017	476.31	484,407.27
BLACKROCK INC	19	1,111.46	21,117.74
BLACKSTONE INC	100	163.36	16,336.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	80	220.84	17,667.20
CME GROUP INC	50	277.06	13,853.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATIO	1,930	79.50	153,435.00
FISERV INC	1,400	167.00	233,800.00
GLOBAL PAYMENTS INC	1,790	79.49	142,287.10
GOLDMAN SACHS GROUP INC	92	713.30	65,623.60
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	600	181.82	109,092.00
INVESCO LTD	7,750	17.34	134,385.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	170	176.17	29,948.90
MASTERCARD INC - A	395	553.02	218,442.90
MORGAN STANLEY	1,550	143.97	223,153.50
NASDAQ INC	1,420	89.66	127,317.20
PAYPAL HOLDINGS INC	2,990	73.89	220,931.10
S&P GLOBAL INC	239	530.12	126,698.68
SCHWAB (CHARLES) CORP	2,440	92.70	226,188.00
STATE STREET CORP	130	110.03	14,303.90
SYNCHRONY FINANCIAL	220	70.88	15,593.60
VISA INC-CLASS A SHARES	1,115	350.50	390,807.50
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	250	81.63	20,407.50
AON PLC	550	359.82	197,901.00
CHUBB LTD	60	280.20	16,812.00
GLOBE LIFE INC	110	120.69	13,275.90
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	130	122.91	15,978.30

MARSH & MCLENNAN COS	550	213.57	117,463.50
METLIFE INC	2,290	77.90	178,391.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	1,610	80.95	130,329.50
PROGRESSIVE CORP	100	247.37	24,737.00
TRAVELERS COS INC/THE	60	255.47	15,328.20
ACCENTURE PLC-CL A	260	279.99	72,797.40
ADOBE INC	722	366.99	264,966.78
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	210	77.41	16,256.10
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	200	75.39	15,078.00
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	460	476.18	219,042.80
FAIR ISAAC CORP	71	1,547.02	109,838.42
FORTINET INC	1,440	102.97	148,276.80
GEN DIGITAL INC	670	29.80	19,966.00
GODADDY INC - CLASS A	110	169.79	18,676.90
INTL BUSINESS MACHINES CORP	190	283.79	53,920.10
INTUIT INC	287	752.75	216,039.25
MICROSOFT CORP	5,122	503.02	2,576,468.44
ORACLE CORP	1,260	229.28	288,892.80
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	2,500	149.15	372,875.00
PALO ALTO NETWORKS INC	1,170	190.72	223,142.40
PTC INC	90	191.08	17,197.20
SALESFORCE INC	370	259.68	96,081.60
SERVICENOW INC	197	961.78	189,470.66
SYNOPSYS INC	37	549.53	20,332.61
WORKDAY INC-CLASS A	60	224.76	13,485.60
APPLE INC	11,196	208.62	2,335,709.52
ARISTA NETWORKS INC	2,400	108.37	260,088.00
CISCO SYSTEMS INC	920	67.82	62,394.40
JABIL INC	890	220.52	196,262.80
MOTOROLA SOLUTIONS INC	50	413.62	20,681.00
NETAPP INC	150	104.67	15,700.50
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	50	322.83	16,141.50
AT&T INC	920	27.16	24,987.20
T-MOBILE US INC	860	228.15	196,209.00
VERIZON COMMUNICATIONS INC	880	41.58	36,590.40
AMERICAN ELECTRIC POWER	180	105.02	18,903.60
CONSOLIDATED EDISON INC	170	101.01	17,171.70
CONSTELLATION ENERGY	640	325.99	208,633.60
DTE ENERGY COMPANY	990	134.15	132,808.50
DUKE ENERGY CORP	180	117.93	21,227.40
EDISON INTERNATIONAL	590	50.96	30,066.40
EVERSOURCE ENERGY	380	65.38	24,844.40

EXELON CORP	440	43.43	19,109.20	
NEXTERA ENERGY INC	2,830	75.04	212,363.20	
NRG ENERGY INC	140	151.06	21,148.40	
P G & E CORP	990	13.39	13,256.10	
SEMPRA	240	74.55	17,892.00	
SOUTHERN CO	390	92.68	36,145.20	
VISTRA CORP	220	194.81	42,858.20	
WEC ENERGY GROUP INC	1,500	105.85	158,775.00	
ADVANCED MICRO DEVICES	420	146.24	61,420.80	
ANALOG DEVICES INC	60	243.46	14,607.60	
APPLIED MATERIALS INC	130	197.10	25,623.00	
BROADCOM INC	3,680	275.60	1,014,208.00	
KLA CORPORATION	230	921.84	212,023.20	
LAM RESEARCH CORP	1,760	99.62	175,331.20	
MICRON TECHNOLOGY INC	1,070	118.61	126,912.70	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	224	721.14	161,535.36	
NVIDIA CORP	18,590	164.07	3,050,061.30	
ON SEMICONDUCTOR	2,230	59.07	131,726.10	
QUALCOMM INC	250	154.29	38,572.50	
TEXAS INSTRUMENTS INC	80	220.05	17,604.00	
米ドル 小計	246,758		37,392,411.42	(5,522,485,242)
合 計	246,758		5,522,485,242	(5,522,485,242)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

#### (2)株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	BXP INC	200	14,246.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	6,360	117,914.40	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	2,710	44,715.00	
		KIMCO REALTY CORP	7,350	159,568.50	
		PROLOGIS INC	200	21,870.00	
		REALTY INCOME CORP	3,470	203,689.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	160	25,988.80	
		VICI PROPERTIES INC	610	20,496.00	
		WELLTOWER INC	200	31,614.00	
米ドル合計		21,260	640,101.70	(94,536,620)	
合 計			94,536,620	(94,536,620)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

#### 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	株式 230銘柄	96.4%		98.3%
	投資証券 9銘柄		1.7%	1.7%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2025年 7月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	90,370,920	-	93,207,159	2,836,239
合計		90,370,920	-	93,207,159	2,836,239

(注)時価の算定方法

株価指数先物取引

原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

\*上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

#### 明治安田欧州株式マザーファンド

#### 貸借対照表

(単位：円)

2025年 7月15日現在

<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	41,195,291
コール・ローン	37,011,242
株式	2,337,562,722
投資証券	39,788,963
派生商品評価勘定	626,455
未収配当金	1,197,466
未収利息	461
差入委託証拠金	26,458,161
流動資産合計	2,483,840,761
資産合計	2,483,840,761
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	660,000
流動負債合計	660,000
負債合計	660,000
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	547,941,746
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	1,935,239,015
元本等合計	2,483,180,761
純資産合計	2,483,180,761

2025年 7月15日現在

負債純資産合計

2,483,840,761

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(4) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(4) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

2025年 7月15日現在

1. 元本の移動	
期首	2024年 7月17日
期首元本額	546,159,504円
期末元本額	547,941,746円
期中追加設定元本額	109,278,348円
期中一部解約元本額	107,496,106円
元本の内訳	
明治安田欧州株式ファンド	206,590,831円
明治安田ライフプランファンド20	8,271,102円
明治安田ライフプランファンド50	53,169,430円
明治安田ライフプランファンド70	66,968,212円
フコク株25大河	18,158,623円
フコク株50大河	50,222,784円
フコク株75大河	82,005,313円
資産形成ファンド	52,135,955円
明治安田VA欧州株式ファンド(適格機関投資家専用)	6,706,230円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	431,892円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	847,607円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	2,433,767円
2. 1口当たり純資産額	4.5318円
(10,000口当たり純資産額)	(45,318円)

(注)\*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

第1 有価証券明細表  
(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	202	717.49	144,932.98	
	米ドル 小計	202		144,932.98 (21,405,151)	
ユーロ	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	7,023	16.29	114,439.78	
	TENARIS SA	2,144	16.29	34,925.76	
	TOTALENERGIES SE	2,757	53.34	147,058.38	
	AIR LIQUIDE SA	693	174.86	121,177.98	
	ARKEMA	1,544	63.40	97,889.60	
	DSM-FIRMENICH AG	318	89.02	28,308.36	
	EVONIK INDUSTRIES AG	5,098	17.73	90,387.54	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	468	201.90	94,489.20	
	AIRBUS SE	735	183.00	134,505.00	
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	361	99.74	36,006.14	
	DASSAULT AVIATION SA	299	308.00	92,092.00	
	EIFFAGE	813	117.50	95,527.50	
	GEA GROUP AG	1,751	58.50	102,433.50	
	PRYSMIAN SPA	1,554	60.84	94,545.36	
	RHEINMETALL AG	59	1,880.00	110,920.00	
	SAFRAN SA	498	281.20	140,037.60	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	669	223.65	149,621.85	
	SIEMENS AG-REG	976	220.30	215,012.80	
	SIEMENS ENERGY AG	1,092	92.04	100,507.68	
	THALES SA	381	254.60	97,002.60	
	VINCI SA	885	125.25	110,846.25	
	WARTSILA OYJ	4,726	19.56	92,440.56	
	BUREAU VERITAS SA	3,114	27.94	87,005.16	
	AENA SME SA	4,132	23.50	97,102.00	
	INPOST SA	6,712	12.93	86,786.16	
	RYANAIR HOLDINGS PLC	4,158	23.78	98,877.24	
	FERRARI NV	239	419.10	100,164.90	
	MICHELIN (CGDE)	2,552	32.17	82,097.84	
	ADIDAS AG	485	206.60	100,201.00	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	342	479.55	164,006.10	
	AMADEUS IT GROUP SA	1,322	71.74	94,840.28	
	FDJ UNITED	1,058	30.34	32,099.72	
	CTS EVENTIM AG & CO KGAA	912	104.20	95,030.40	
	INDITEX	1,779	42.73	76,016.67	
	ZALANDO SE	2,809	27.10	76,123.90	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	1,745	57.98	101,175.10	

	JDE PEET'S BV	3,840	24.20	92,928.00
	HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	1,403	67.92	95,291.76
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG	1,975	46.49	91,817.75
	RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	1,792	54.00	96,768.00
	SANOFI	1,302	83.54	108,769.08
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	7,672	13.00	99,736.00
	BANCO BPM SPA	9,613	10.54	101,369.08
	BANCO SANTANDER SA	18,802	7.23	135,957.26
	BNP PARIBAS	1,464	76.68	112,259.52
	BPER BANCA SPA	12,451	7.89	98,238.39
	CAIXABANK	13,064	7.52	98,241.28
	CREDIT AGRICOLE SA	5,833	16.03	93,532.15
	ERSTE GROUP BANK AG	1,115	74.35	82,900.25
	ING GROEP NV-CVA	5,158	19.35	99,848.56
	NORDEA BANK ABP	7,971	12.63	100,673.73
	UNICREDIT SPA	1,999	58.24	116,421.76
	DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	3,708	25.50	94,572.54
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	1,329	73.45	97,615.05
	ALLIANZ SE-REG	499	345.00	172,155.00
	AXA SA	2,483	41.77	103,714.91
	HANNOVER RUECK SE	180	263.40	47,412.00
	SAMPO OYJ-A SHS	10,581	9.49	100,434.85
	SAP SE	1,329	258.05	342,948.45
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	4,733	30.58	144,735.14
	KONINKLIJKE KPN NV	15,771	4.09	64,629.55
	TELEFONICA SA	22,556	4.51	101,727.56
	E.ON SE	6,149	16.14	99,275.60
	ENGIE	5,028	19.72	99,177.30
	FORTUM OYJ	2,575	15.73	40,504.75
	IBERDROLA SA	6,121	15.71	96,160.91
	IBERDROLA SA-RTS	6,121	0.40	2,464.31
	RWE AG	2,933	36.17	106,086.61
	ASM INTERNATIONAL NV	200	523.40	104,680.00
	ASML HOLDING NV	525	687.30	360,832.50
	ユーロ 小計	254,478		7,395,581.51 (1,274,554,517)
イギリスポンド	SHELL PLC	7,943	26.36	209,417.19
	CRODA INTERNATIONAL PLC	2,667	29.53	78,756.51
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	10,800	9.98	107,827.20
	INTERTEK GROUP PLC	1,860	48.86	90,879.60
	COMPASS GROUP PLC	2,751	25.18	69,270.18
	ENTAIN PLC	8,873	9.48	84,116.04

	INFORMA PLC	10,131	8.34	84,512.80
	KINGFISHER PLC	18,139	2.80	50,879.89
	NEXT PLC	644	122.85	79,115.40
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	23,390	3.31	77,467.68
	TESCO PLC	21,086	4.09	86,410.42
	COCA-COLA HBC AG-CDI	2,240	39.54	88,569.60
	IMPERIAL BRANDS PLC	3,065	29.65	90,877.25
	UNILEVER PLC	3,287	45.42	149,295.54
	ASTRAZENECA PLC	2,209	106.62	235,523.58
	GSK PLC	5,547	14.24	79,017.01
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	4,028	19.75	79,553.00
	HSBC HOLDINGS PLC	24,537	9.23	226,476.51
	NATWEST GROUP PLC	16,263	4.95	80,615.69
	3I GROUP PLC	1,997	41.97	83,814.09
	ADMIRAL GROUP PLC	2,442	32.84	80,195.28
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	4,765	6.52	31,091.62
	CENTRICA PLC	54,854	1.56	85,627.09
	NATIONAL GRID PLC	7,637	10.49	80,112.13
	イギリスポンド 小計	241,155		2,409,421.30 (478,125,562)
スイスフラン	HOLCIM LTD	1,589	63.20	100,424.80
	SIG GROUP AG	6,123	14.95	91,538.85
	SIKA AG-REG	412	203.80	83,965.60
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	287	295.80	84,894.60
	SGS SA-REG	1,115	82.84	92,366.60
	AVOLTA AG	1,998	44.46	88,831.08
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	5	13,230.00	66,150.00
	NESTLE SA-REG	3,203	77.30	247,591.90
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	895	103.75	92,856.25
	LONZA GROUP AG-REG	154	564.60	86,948.40
	NOVARTIS AG-REG	2,623	96.43	252,935.89
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	958	257.70	246,876.60
	UBS GROUP AG-REG	573	28.43	16,290.39
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	176	554.00	97,504.00
	TEMENOS AG - REG	1,519	57.15	86,810.85
	スイスフラン 小計	21,630		1,735,985.81 (321,608,731)
スウェーデンク ローナ	EVOLUTION AB	1,517	766.00	1,162,022.00
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	2,334	263.40	614,775.60
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	6,607	165.75	1,095,110.25
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	8,997	126.15	1,134,971.55
	SWEDBANK AB - A SHARES	4,467	252.10	1,126,130.70

	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	2,152	362.90	780,960.80	
	INVESTOR AB-B SHS	3,572	287.60	1,027,307.20	
	TELE2 AB-B SHS	6,780	137.70	933,606.00	
	スウェーデンクローナ 小計	36,426		7,874,884.10 (121,115,717)	
ノルウェークローネ	EQUINOR ASA	4,622	270.40	1,249,788.80	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	2,711	322.00	872,942.00	
	MOWI ASA	1,910	193.10	368,821.00	
	DNB BANK ASA	1,420	263.10	373,602.00	
	ノルウェークローネ 小計	10,663		2,865,153.80 (41,716,639)	
デンマーククローネ	ROCKWOOL A/S-B SHS	2,426	287.95	698,566.70	
	NOVO NORDISK A/S-B	4,314	443.25	1,912,180.50	
	DANSKE BANK A/S	3,136	259.00	812,224.00	
	デンマーククローネ 小計	9,876		3,422,971.20 (79,036,405)	
	合 計	574,430		2,337,562,722 (2,337,562,722)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

#### (2)株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
ユーロ	投資証券	GECINA SA	185	16,502.00	
		KLEPIERRE	2,746	89,904.04	
ユーロ合計			2,931	106,406.04 (18,338,016)	
イギリス ポンド	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	12,924	75,088.44	
		SEGRO PLC	5,035	33,009.46	
イギリスポンド合計			17,959	108,097.90 (21,450,947)	
合 計				39,788,963 (39,788,963)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

#### 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	株式 1銘柄	0.9%		0.9%
ユーロ	株式 70銘柄	51.3%		53.6%
	投資証券 2銘柄		0.7%	0.8%
イギリスポンド	株式 24銘柄	19.3%		20.1%
	投資証券 2銘柄		0.9%	0.9%

スイスフラン	株式	15銘柄	13.0%		13.5%
スウェーデンクローナ	株式	8銘柄	4.9%		5.1%
ノルウェークローネ	株式	4銘柄	1.7%		1.8%
デンマーククローネ	株式	3銘柄	3.2%		3.3%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2025年 7月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	82,913,636	-	83,540,091	626,455
合計		82,913,636	-	83,540,091	626,455

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

\* 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

## フコク日本債券マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

2025年 7月15日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	23,123,781
国債証券	3,694,109,800
特殊債券	71,782,353
社債券	3,808,782,700
未収利息	17,362,894
前払費用	3,699,278
流動資産合計	7,618,860,806
資産合計	7,618,860,806
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	6,167,481,954
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	1,451,378,852
元本等合計	7,618,860,806
純資産合計	7,618,860,806
負債純資産合計	7,618,860,806

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券

2.費用・収益の計上基準	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
--------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2025年 7月15日現在	
1. 元本の移動	
期首	2024年 7月17日
期首元本額	6,084,591,423円
期末元本額	6,167,481,954円
期中追加設定元本額	426,369,997円
期中一部解約元本額	343,479,466円
元本の内訳	
フコク日本債券ファンド	3,190,553,555円
フコク株25大河	1,087,150,227円
フコク株50大河	1,250,090,527円
フコク株75大河	639,687,645円
2. 1口当たり純資産額	1.2353円
(10,000口当たり純資産額)	(12,353円)

(注)\*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第466回利付国債2年	230,000,000	229,526,200	
	第10回利付国債40年	80,000,000	44,477,600	
	第17回利付国債40年	50,000,000	37,383,500	
	第355回利付国債10年	160,000,000	154,702,400	
	第369回利付国債10年	520,000,000	490,978,800	
	第376回利付国債10年	760,000,000	721,452,800	
	第54回利付国債30年	190,000,000	130,967,000	
	第61回利付国債30年	180,000,000	115,117,200	
	第67回利付国債30年	180,000,000	106,740,000	
	第74回利付国債30年	170,000,000	107,582,800	
	第82回利付国債30年	90,000,000	68,150,700	
	第86回利付国債30年	190,000,000	164,855,400	
	第160回利付国債20年	210,000,000	185,650,500	
	第165回利付国債20年	230,000,000	191,509,500	
	第172回利付国債20年	170,000,000	132,093,400	
	第179回利付国債20年	400,000,000	299,160,000	
	第186回利付国債20年	600,000,000	513,762,000	
国債証券 合計		4,410,000,000	3,694,109,800	
特殊債券	第178回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	83,463,000	71,782,353	
特殊債券 合計		83,463,000	71,782,353	
社債券	第41回フランス相互信用連合銀行円貨社債	100,000,000	99,535,000	
	第42回フランス相互信用連合銀行円貨社債	100,000,000	99,189,000	
	第45回フランス相互信用連合銀行円貨社債	100,000,000	98,107,000	

第1回東亜建設工業無担保社債	100,000,000	99,974,000	
第23回大和ハウス工業無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）	100,000,000	94,268,000	
第3回東急不動産ホールディングス無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	100,131,700	
第7回マクロミル無担保社債	100,000,000	95,481,000	
第32回三菱ケミカルホールディングス無担保社債	100,000,000	98,705,000	
第19回Zホールディングス無担保社債	100,000,000	99,108,000	
第17回楽天グループ無担保社債	100,000,000	94,249,000	
第22回パナソニック無担保社債	100,000,000	97,872,000	
第67回日産自動車無担保社債	100,000,000	99,123,000	
第17回NTTファイナンス無担保社債	100,000,000	97,939,000	
第35回SBIホールディングス無担保社債	200,000,000	197,010,000	
第38回SBIホールディングス無担保社債	100,000,000	98,059,000	
第40回SBIホールディングス無担保社債	100,000,000	98,801,000	
第41回SBIホールディングス無担保社債	100,000,000	99,562,000	
第25回ポケットカード無担保社債	100,000,000	98,422,000	
第41回リコーリース無担保社債	100,000,000	99,443,000	
第85回アコム無担保社債	100,000,000	97,666,000	
第39回ジャックス無担保社債	100,000,000	98,700,000	
第27回オリエントコーポレーション無担保社債	100,000,000	99,714,000	
第33回オリエントコーポレーション無担保社債	100,000,000	98,757,000	
第84回三井不動産無担保社債	100,000,000	94,173,000	
第135回三菱地所無担保社債	100,000,000	92,898,000	
第37回イオンモール無担保社債	100,000,000	98,488,000	
第127回近鉄グループホールディングス無担保社債	100,000,000	98,422,000	
第1回日本航空無担保永久社債（劣後特約付）	200,000,000	202,940,000	
第13回日本航空無担保社債	100,000,000	93,333,000	
第2回学研ホールディングス無担保社債	100,000,000	100,276,000	
第370回北海道電力（一般担保付）	100,000,000	92,974,000	
第31回東京電力パワーグリッド（一般担保付）	100,000,000	97,516,000	
第39回東京電力パワーグリッド（一般担保付）	100,000,000	96,852,000	
第42回東京電力パワーグリッド（一般担保付）	100,000,000	93,655,000	
第47回東京電力パワーグリッド（一般担保付）	100,000,000	92,725,000	
第71回東京電力パワーグリッド（一般担保付）	100,000,000	98,052,000	
第25回JERA無担保社債	100,000,000	96,663,000	
社債券 合計	3,900,000,000	3,808,782,700	
合計	8,393,463,000	7,574,674,853	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 明治安田外国債券マザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）

2025年 7月15日現在

<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	2,003,190
コール・ローン	10,611,334
国債証券	1,105,196,425
社債券	119,519,721
派生商品評価勘定	2,577,414
未収入金	7,066,611
未収利息	11,039,998
前払費用	2,335,190
流動資産合計	1,260,349,883
資産合計	
1,260,349,883	
<b>負債の部</b>	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,255,058
未払金	6,731,746
未払解約金	100,000
流動負債合計	10,086,804
負債合計	
10,086,804	
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	335,656,827
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	914,606,252
元本等合計	1,250,263,079
純資産合計	
1,250,263,079	
負債純資産合計	
1,260,349,883	

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	（１）国債証券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 （２）為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	（１）有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 （２）為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

## （重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

2025年 7月15日現在	
1. 元本の移動	
期首	2024年 7月17日
期首元本額	323,125,255円
期末元本額	335,656,827円
期中追加設定元本額	38,924,040円
期中一部解約元本額	26,392,468円
元本の内訳	
明治安田外国債券ファンド	38,509,058円
明治安田ライフプランファンド20	59,845,521円
明治安田ライフプランファンド50	94,745,846円
明治安田ライフプランファンド70	53,980,799円
フコク株25大河	27,495,485円

2025年 7月15日現在

フコク株50大河	50,687,756円
明治安田VA外国債券ファンド(適格機関投資家専用)	4,064,659円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	2,995,361円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	1,464,031円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	1,868,311円
2. 1口当たり純資産額	3,7248円
(10,000口当たり純資産額)	(37,248円)

(注)\*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
米ドル	国債証券	US TREASURY N/B 0.625%	45,000.00	38,070.70		
		US TREASURY N/B 0.75%	100,000.00	92,476.55		
		US TREASURY N/B 1.875%	135,000.00	90,861.32		
		US TREASURY N/B 2.375%	333,000.00	204,847.03		
		US TREASURY N/B 2.5%	145,000.00	99,630.86		
		US TREASURY N/B 2.875%	70,000.00	52,647.65		
		US TREASURY N/B 3.75%	300,000.00	299,003.90		
		US TREASURY N/B 3.75%	512,000.00	506,560.00		
		US TREASURY N/B 3.875%	40,000.00	39,795.31		
		US TREASURY N/B 3.875%	169,000.00	164,257.42		
		US TREASURY N/B 3%	210,000.00	151,987.50		
		US TREASURY N/B 4.125%	140,000.00	139,496.87		
		US TREASURY N/B 4.625%	660,000.00	678,407.79		
		US TREASURY N/B 4.625%	150,000.00	152,443.35		
		US TREASURY N/B 4.875%	300,000.00	308,871.09		
		US TREASURY N/B 4%	200,000.00	200,437.50		
			国債証券 小計		3,509,000.00	3,219,794.84 (475,531,499)
	米ドル	社債券	BANCO SANTANDER 4.379%	200,000.00	198,673.32	
MORGAN STANLEY 3.591%			100,000.00	97,910.00		
NORDEA BANK AB 4.625%			200,000.00	196,580.00		
WESTPAC BANKING 4.322%			80,000.00	79,216.00		
	社債券 小計		580,000.00	572,379.32 (84,534,701)		
米ドル合計			4,089,000.00	3,792,174.16 (560,066,200)		
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 1.0%	85,000.00	82,291.05		
		CANADA-GOV'T 1.25%	18,000.00	16,516.26		
		CANADA-GOV'T 2.25%	17,000.00	16,445.80		
		CANADA-GOV'T 2%	85,000.00	59,156.60		
		CANADA-GOV'T 5.75%	40,000.00	44,035.60		
カナダドル合計			245,000.00	218,445.31 (23,548,404)		

メキシコ ペソ	国債証券	MEXICAN BONOS 7.75%	1,200,000.00	1,144,304.40		
メキシコペソ合計			1,200,000.00	1,144,304.40	(9,019,292)	
ユーロ	国債証券	BELGIAN 0291 5.5%	35,000.00	38,062.50		
		BTPS 0.45%	43,000.00	40,162.00		
		BTPS 0.95%	215,000.00	187,071.50		
		BTPS 1.45%	32,000.00	25,996.80		
		BTPS 2.45%	40,000.00	28,884.00		
		BTPS 3.85%	90,000.00	92,979.00		
		BTPS 4.1%	70,000.00	73,941.00		
		BTPS 4.1%	30,000.00	29,787.00		
		BUNDESUBL-185 0%	140,000.00	135,527.00		
		BUNDESUBL-191 2.4%	140,000.00	141,085.00		
		DEUTSCHLAND REP 1.25%	38,000.00	26,190.74		
		DEUTSCHLAND REP 2.5%	10,000.00	9,839.50		
		DEUTSCHLAND REP 2.5%	20,000.00	17,277.60		
		DEUTSCHLAND REP 4%	20,000.00	22,252.00		
		FRANCE O.A.T. 0.5%	40,000.00	25,060.00		
		FRANCE O.A.T. 0.75%	75,000.00	34,207.50		
		FRANCE O.A.T. 0%	150,000.00	129,735.00		
		FRANCE O.A.T. 0%	86,000.00	70,193.20		
		FRANCE O.A.T. 1.75%	30,000.00	23,592.00		
		FRANCE O.A.T. 2.75%	201,000.00	202,115.55		
		FRANCE O.A.T. 3%	57,000.00	55,335.60		
		IRISH GOVT 2.4%	20,000.00	19,892.00		
		NETHERLANDS GOVT 0.5%	100,000.00	69,280.00		
		NETHERLANDS GOVT 2.5%	155,000.00	151,094.00		
		SPANISH GOV'T 1.4%	105,000.00	102,889.50		
		SPANISH GOV'T 3.1%	33,000.00	33,580.80		
	SPANISH GOV'T 3.45%	60,000.00	50,364.00			
	SPANISH GOV'T 3.55%	145,000.00	149,814.00			
	国債証券 小計			2,180,000.00	1,986,208.79	(342,303,222)
	社債券	COMMERZBANK AG 4.125%	100,000.00	99,780.00		
		ING GROEP NV 4.375%	100,000.00	103,220.00		
	社債券 小計			200,000.00	203,000.00	(34,985,020)
ユーロ合計			2,380,000.00	2,189,208.79	(377,288,242)	
イギリス ポンド	国債証券	TREASURY 3.25%	10,000.00	7,624.00		
		TREASURY 4.25%	73,000.00	73,978.20		
		TREASURY 4.5%	118,000.00	118,023.60		
		UK TSY GILT 0.125%	40,000.00	36,620.00		
		UK TSY GILT 1.75%	185,000.00	96,644.00		
		UK TSY GILT 4.375%	20,000.00	20,308.00		
			446,000.00	353,197.80		

イギリスポンド合計				(70,088,571)
スウェーデンクローナ	国債証券	SWEDISH GOVRNMNT 0.75%	90,000.00	87,522.30
		SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	70,000.00	77,963.90
スウェーデンクローナ合計			160,000.00	165,486.20 (2,545,177)
ノルウェークローネ	国債証券	NORWEGIAN GOV'T 1.375%	140,000.00	125,006.00
ノルウェークローネ合計			140,000.00	125,006.00 (1,820,087)
ポーランドズロチ	国債証券	POLAND GOVT BOND 2.75%	200,000.00	185,420.00
ポーランドズロチ合計			200,000.00	185,420.00 (7,507,655)
オーストラリアドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 1.75%	30,000.00	15,742.38
		AUSTRALIAN GOVT. 2.5%	10,000.00	9,490.79
		AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	58,000.00	56,656.25
		AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	70,000.00	60,942.00
		AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	7,000.00	6,928.25
オーストラリアドル合計			175,000.00	149,759.67 (14,487,750)
ニュージーランドドル	国債証券	NEW ZEALAND GVT 0.5%	30,000.00	29,289.00
ニュージーランドドル合計			30,000.00	29,289.00 (2,585,340)
シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE GOV'T 2.875%	40,000.00	41,856.00
シンガポールドル合計			40,000.00	41,856.00 (4,821,811)
マレーシアリングギット	国債証券	MALAYSIA GOVT 3.899%	205,000.00	209,036.04
マレーシアリングギット合計			205,000.00	209,036.04 (7,253,341)
イスラエルシュケル	国債証券	(DIRTY) ISRAEL FIXED 1%	130,000.00	113,865.12
イスラエルシュケル合計			130,000.00	113,865.12 (5,020,495)
人民元	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.52%	3,560,000.00	3,787,590.80
		CHINA GOVT BOND 2.55%	2,860,000.00	2,947,224.28
人民元合計			6,420,000.00	6,734,815.08 (138,663,781)
合計				1,224,716,146 (1,224,716,146)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

#### 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計額に 対する比率
----	-----	--------------	---------------

米ドル	国債証券	16銘柄	38.0%	39.0%
	社債券	4銘柄	6.8%	6.9%
カナダドル	国債証券	5銘柄	1.9%	1.9%
メキシコペソ	国債証券	1銘柄	0.7%	0.7%
ユーロ	国債証券	28銘柄	27.4%	27.9%
	社債券	2銘柄	2.8%	2.9%
イギリスポンド	国債証券	6銘柄	5.6%	5.7%
スウェーデンクローナ	国債証券	2銘柄	0.2%	0.2%
ノルウェークローネ	国債証券	1銘柄	0.1%	0.1%
ポーランドズロチ	国債証券	1銘柄	0.6%	0.6%
オーストラリアドル	国債証券	5銘柄	1.2%	1.2%
ニュージーランドドル	国債証券	1銘柄	0.2%	0.2%
シンガポールドル	国債証券	1銘柄	0.4%	0.4%
マレーシアリングギット	国債証券	1銘柄	0.6%	0.6%
イスラエルシェケル	国債証券	1銘柄	0.4%	0.4%
人民元	国債証券	2銘柄	11.1%	11.3%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2025年 7月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	196,088,280	-	198,640,274	2,551,994
	米ドル	48,895,442	-	49,720,643	825,201
	カナダドル	18,383,540	-	18,746,080	362,540
	ユーロ	12,337,610	-	12,403,461	65,851
	スウェーデンクローナ	24,392,554	-	24,655,565	263,011
	ノルウェークローネ	12,170,470	-	12,363,675	193,205
	オーストラリアドル	24,609,525	-	25,226,406	616,881
	ニュージーランドドル	42,939,763	-	43,134,201	194,438
	人民元	12,359,376	-	12,390,243	30,867
	売建	196,207,439	-	199,437,077	3,229,638
	米ドル	48,773,575	-	49,868,182	1,094,607
	カナダドル	36,806,443	-	37,492,161	685,718
	メキシコペソ	6,162,037	-	6,157,903	4,134
	ユーロ	24,756,278	-	24,806,922	50,644
	スウェーデンクローナ	24,529,915	-	24,809,277	279,362
	オーストラリアドル	24,403,838	-	25,129,754	725,916
	ニュージーランドドル	18,455,823	-	18,700,308	244,485
	人民元	12,319,530	-	12,472,570	153,040
合計		392,295,719	-	398,077,351	677,644

(注) 時価の算定方法

## 為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

\* 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

**【中間財務諸表】**

( 1 ) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

( 2 ) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期中間計算期間（2025年7月16日から2026年1月15日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## 【フコク株25大河】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第24期計算期間末 2025年 7月15日現在	第25期中間計算期間末 2026年 1月15日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	73,055,801	71,822,672
親投資信託受益証券	1,956,133,284	2,023,203,259
未収利息	910	1,387
流動資産合計	2,029,189,995	2,095,027,318
資産合計	2,029,189,995	2,095,027,318
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	2,611,132	-
未払解約金	14,413,328	-
未払受託者報酬	652,908	568,992
未払委託者報酬	9,269,257	9,103,728
その他未払費用	43,610	45,453
流動負債合計	26,990,235	9,718,173
負債合計	26,990,235	9,718,173
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,305,566,077	1,302,760,859
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	696,633,683	782,548,286
（分配準備積立金）	469,793,991	455,804,872
元本等合計	2,002,199,760	2,085,309,145
純資産合計	2,002,199,760	2,085,309,145
負債純資産合計	2,029,189,995	2,095,027,318

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24期中間計算期間 自 2024年 7月17日 至 2025年 1月16日	第25期中間計算期間 自 2025年 7月16日 至 2026年 1月15日
<b>営業収益</b>		
受取利息	64,887	165,251
有価証券売買等損益	23,320,880	97,079,975
営業収益合計	23,255,993	97,245,226
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	788,148	568,992
委託者報酬	10,225,545	9,103,728
その他費用	44,979	45,453
営業費用合計	11,058,672	9,718,173
営業利益又は営業損失（ ）	34,314,665	87,527,053
経常利益又は経常損失（ ）	34,314,665	87,527,053
中間純利益又は中間純損失（ ）	34,314,665	87,527,053
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	621,452	1,554,986
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	747,078,007	696,633,683
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,744,423	21,000,710
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,744,423	21,000,710
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,805,448	21,058,174
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,805,448	21,058,174
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	717,323,769	782,548,286

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当中間計算期間は、2025年7月16日から2026年1月15日までとなっております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

第24期計算期間末 2025年7月15日現在		第25期中間計算期間末 2026年1月15日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,305,566,077口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	1,302,760,859口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.5336円 (15,336円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.6007円 (16,007円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第24期中間計算期間 自 2024年7月17日 至 2025年1月16日	第25期中間計算期間 自 2025年7月16日 至 2026年1月15日
<p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額</p> <p>(フコク日本株式マザーファンド) 年率0.32%</p> <p>(明治安田欧州株式マザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5%</p> <p>100億円超の部分 年率0.45%</p> <p>(フコク日本債券マザーファンド) 年率0.19%</p> <p>上記、明治安田欧州株式マザーファンドの信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用については投資約款の変更により、2024年10月1日より発生いたしません。</p>	<p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額</p> <p>(フコク日本株式マザーファンド) 年率0.32%</p> <p>(フコク日本債券マザーファンド) 年率0.19%</p>

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

	第24期計算期間末 2025年7月15日現在	第25期中間計算期間末 2026年1月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>

## (デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

## (その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

	第24期計算期間 自 2024年7月17日 至 2025年7月15日	第25期中間計算期間 自 2025年7月16日 至 2026年1月15日
期首元本額	1,310,783,942円	1,305,566,077円
期中追加設定元本額	50,376,633円	36,630,012円
期中一部解約元本額	55,594,498円	39,435,230円

## 【フコク株50大河】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第24期計算期間末 2025年 7月15日現在	第25期中間計算期間末 2026年 1月15日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	135,021,251	139,600,284
親投資信託受益証券	3,606,525,139	3,972,081,287
未収利息	1,682	2,696
流動資産合計	3,741,548,072	4,111,684,267
資産合計	3,741,548,072	4,111,684,267
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	3,397,686	-
未払解約金	213,956	-
未払受託者報酬	1,176,471	1,082,487
未払委託者報酬	18,544,705	17,752,776
その他未払費用	78,686	86,537
流動負債合計	23,411,504	18,921,800
負債合計	23,411,504	18,921,800
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,698,843,212	1,672,559,778
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,019,293,356	2,420,202,689
（分配準備積立金）	1,475,015,264	1,423,890,920
元本等合計	3,718,136,568	4,092,762,467
純資産合計	3,718,136,568	4,092,762,467
負債純資産合計	3,741,548,072	4,111,684,267

## ( 2 ) 【中間損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第24期中間計算期間 自 2024年 7月17日 至 2025年 1月16日	第25期中間計算期間 自 2025年 7月16日 至 2026年 1月15日
<b>営業収益</b>		
受取利息	118,072	313,337
有価証券売買等損益	81,564,884	454,216,148
営業収益合計	81,446,812	454,529,485
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	1,413,336	1,082,487
委託者報酬	21,851,187	17,752,776
その他費用	80,698	86,537
営業費用合計	23,345,221	18,921,800
営業利益又は営業損失 ( )	104,792,033	435,607,685
経常利益又は経常損失 ( )	104,792,033	435,607,685
中間純利益又は中間純損失 ( )	104,792,033	435,607,685
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ( )	5,417,222	7,024,086
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	2,064,105,911	2,019,293,356
剰余金増加額又は欠損金減少額	49,780,798	43,153,726
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	49,780,798	43,153,726
剰余金減少額又は欠損金増加額	65,040,686	70,827,992
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	65,040,686	70,827,992
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	1,949,471,212	2,420,202,689

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当中間計算期間は、2025年7月16日から2026年1月15日までとなっております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

第24期計算期間末 2025年7月15日現在		第25期中間計算期間末 2026年1月15日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,698,843,212口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	1,672,559,778口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.1886円 (21,886円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.4470円 (24,470円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第24期中間計算期間 自 2024年7月17日 至 2025年1月16日	第25期中間計算期間 自 2025年7月16日 至 2026年1月15日
<p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額</p> <p>(フコク日本株式マザーファンド) 年率0.32%</p> <p>(明治安田欧州株式マザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5%</p> <p>100億円超の部分 年率0.45%</p> <p>(フコク日本債券マザーファンド) 年率0.19%</p> <p>上記、明治安田欧州株式マザーファンドの信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用については投資約款の変更により、2024年10月1日より発生いたしません。</p>	<p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額</p> <p>(フコク日本株式マザーファンド) 年率0.32%</p> <p>(フコク日本債券マザーファンド) 年率0.19%</p>

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

	第24期計算期間末 2025年7月15日現在	第25期中間計算期間末 2026年1月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>

## (デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

## (その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

	第24期計算期間 自 2024年7月17日 至 2025年7月15日	第25期中間計算期間 自 2025年7月16日 至 2026年1月15日
期首元本額	1,716,317,994円	1,698,843,212円
期中追加設定元本額	76,752,384円	33,261,585円
期中一部解約元本額	94,227,166円	59,545,019円

## 【フコク株75大河】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第24期計算期間末 2025年 7月15日現在	第25期中間計算期間末 2026年 1月15日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	132,592,134	146,369,739
親投資信託受益証券	3,536,917,375	4,195,444,186
未収入金	1,310,000	7,290,000
未収利息	1,652	2,826
流動資産合計	3,670,821,161	4,349,106,751
資産合計	3,670,821,161	4,349,106,751
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	2,500,889	-
未払解約金	1,172,784	5,365,992
未払受託者報酬	1,227,820	1,101,010
未払委託者報酬	19,673,140	18,717,134
その他未払費用	76,017	88,021
流動負債合計	24,650,650	25,272,157
負債合計	24,650,650	25,272,157
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,250,444,685	1,254,207,490
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,395,725,826	3,069,627,104
（分配準備積立金）	1,812,316,800	1,777,422,039
元本等合計	3,646,170,511	4,323,834,594
純資産合計	3,646,170,511	4,323,834,594
負債純資産合計	3,670,821,161	4,349,106,751

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24期中間計算期間 自 2024年 7月17日 至 2025年 1月16日	第25期中間計算期間 自 2025年 7月16日 至 2026年 1月15日
<b>営業収益</b>		
受取利息	113,287	319,912
有価証券売買等損益	109,607,865	686,796,811
営業収益合計	109,494,578	687,116,723
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	1,527,200	1,101,010
委託者報酬	23,868,059	18,717,134
その他費用	76,296	88,021
営業費用合計	25,471,555	19,906,165
営業利益又は営業損失（ ）	134,966,133	667,210,558
経常利益又は経常損失（ ）	134,966,133	667,210,558
中間純利益又は中間純損失（ ）	134,966,133	667,210,558
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	5,713,601	6,831,887
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,391,577,061	2,395,725,826
剰余金増加額又は欠損金減少額	35,736,017	60,354,669
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	35,736,017	60,354,669
剰余金減少額又は欠損金増加額	63,551,472	46,832,062
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	63,551,472	46,832,062
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,234,509,074	3,069,627,104

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当中間計算期間は、2025年7月16日から2026年1月15日までとなっております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

第24期計算期間末 2025年7月15日現在		第25期中間計算期間末 2026年1月15日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,250,444,685口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	1,254,207,490口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.9159円 (29,159円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	3.4475円 (34,475円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第24期中間計算期間 自 2024年7月17日 至 2025年1月16日	第25期中間計算期間 自 2025年7月16日 至 2026年1月15日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (フコク日本株式マザーファンド) 年率0.32% (明治安田欧州株式マザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45% (フコク日本債券マザーファンド) 年率0.19% 上記、明治安田欧州株式マザーファンドの信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用については投資約款の変更により、2024年10月1日より発生いたしません。	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (フコク日本株式マザーファンド) 年率0.32% (フコク日本債券マザーファンド) 年率0.19%

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

	第24期計算期間末 2025年7月15日現在	第25期中間計算期間末 2026年1月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

## (デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

## (その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

	第24期計算期間 自 2024年7月17日 至 2025年7月15日	第25期中間計算期間 自 2025年7月16日 至 2026年1月15日
期首元本額	1,264,213,942円	1,250,444,685円
期中追加設定元本額	40,061,760円	28,174,384円
期中一部解約元本額	53,831,017円	24,411,579円

## (参考)

当ファンドは「フコク日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、フコク日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## フコク日本株式マザーファンド

### 貸借対照表

（単位：円）

2026年 1月15日現在

<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	46,334,197
株式	15,113,223,750
未収配当金	18,249,800
未収利息	894
流動資産合計	15,177,808,641
資産合計	15,177,808,641
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	6,020,000
流動負債合計	6,020,000
負債合計	6,020,000
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	2,863,844,489
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	12,307,944,152
元本等合計	15,171,788,641
純資産合計	15,171,788,641
負債純資産合計	15,177,808,641

### 注記表

#### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	（1）受取配当金の計上基準 国内株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 （2）有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

#### （その他の注記）

2026年 1月15日現在

1. 元本の移動	
期首	2025年 7月16日
期首元本額	2,959,155,078円
期末元本額	2,863,844,489円
期中追加設定元本額	4,602,205円
期中一部解約元本額	99,912,794円
元本の内訳	
フコク日本株式ファンド	2,094,909,856円
フコク株25大河	63,258,381円
フコク株50大河	284,366,860円
フコク株75大河	421,309,392円
2. 1口当たり純資産額	5.2977円
(10,000口当たり純資産額)	(52,977円)

（注）\*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 明治安田アメリカ株式マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

2026年 1月15日現在

資産の部	
流動資産	
預金	31,859,835
コール・ローン	61,986,031
株式	7,345,311,967
投資証券	153,942,280
派生商品評価勘定	5,550
未収配当金	3,297,026
未収利息	1,197
差入委託証拠金	124,284,409
流動資産合計	7,720,688,295
資産合計	7,720,688,295
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	487,000
未払解約金	782,000
流動負債合計	1,269,000
負債合計	1,269,000
純資産の部	
元本等	
元本	726,018,385
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	6,993,400,910
元本等合計	7,719,419,295
純資産合計	7,719,419,295
負債純資産合計	7,720,688,295

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(4) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準</p>

約定日基準で計上しております。  
 (3) 派生商品取引等損益の計上基準  
 約定日基準で計上しております。  
 (4) 為替差損益の計上基準  
 約定日基準で計上しております。

## (その他の注記)

2026年 1月15日現在

1. 元本の移動	
期首	2025年 7月16日
期首元本額	640,199,453円
期末元本額	726,018,385円
期中追加設定元本額	131,532,878円
期中一部解約元本額	45,713,946円
元本の内訳	
明治安田アメリカ株式ファンド	446,071,015円
明治安田ライフプランファンド20	3,659,233円
明治安田ライフプランファンド50	25,268,129円
明治安田ライフプランファンド70	32,736,686円
フコク株25大河	11,967,153円
フコク株50大河	34,550,664円
フコク株75大河	59,721,646円
資産形成ファンド	102,061,126円
明治安田VAアメリカ株式ファンド(適格機関投資家専用)	8,328,256円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	156,684円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	376,296円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	1,121,497円
2. 1口当たり純資産額	10.6325円
(10,000口当たり純資産額)	(106,325円)

(注) \*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 明治安田欧州株式マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

2026年 1月15日現在

資産の部	
流動資産	
預金	34,758,779
コール・ローン	25,725,973
株式	3,141,744,512
投資証券	30,549,504
派生商品評価勘定	1,208,737
未収配当金	1,018,683
未収利息	496
差入委託証拠金	38,128,031
流動資産合計	3,273,134,715
資産合計	3,273,134,715
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	32,155
未払解約金	1,940,000
流動負債合計	1,972,155
負債合計	1,972,155
純資産の部	
元本等	
元本	608,804,253
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	2,662,358,307
元本等合計	3,271,162,560
純資産合計	3,271,162,560

2026年 1月15日現在

負債純資産合計

3,273,134,715

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(4) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(4) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

## (その他の注記)

2026年 1月15日現在

1. 元本の移動	
期首	2025年 7月16日
期首元本額	547,941,746円
期末元本額	608,804,253円
期中追加設定元本額	115,519,157円
期中一部解約元本額	54,656,650円
元本の内訳	
明治安田欧州株式ファンド	283,984,409円
明治安田ライフプランファンド20	7,447,188円
明治安田ライフプランファンド50	51,415,732円
明治安田ライフプランファンド70	66,253,122円
フコク株25大河	16,298,165円
フコク株50大河	47,093,403円
フコク株75大河	81,246,901円
資産形成ファンド	45,095,060円
明治安田VA欧州株式ファンド（適格機関投資家専用）	6,556,925円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	315,283円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	778,328円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	2,319,737円
2. 1口当たり純資産額	5.3731円
(10,000口当たり純資産額)	(53,731円)

(注) \* は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 貸借対照表

(単位：円)

2026年 1月15日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	54,890,774
国債証券	4,206,576,800
特殊債券	62,705,222
社債券	3,387,923,800
未収利息	20,985,084
前払費用	3,677,278
流動資産合計	7,736,758,958
資産合計	7,736,758,958
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	6,413,278,763
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,323,480,195
元本等合計	7,736,758,958
純資産合計	7,736,758,958
負債純資産合計	7,736,758,958

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

2026年 1月15日現在

1. 元本の移動	
期首	2025年 7月16日
期首元本額	6,167,481,954円
期末元本額	6,413,278,763円
期中追加設定元本額	328,656,447円
期中一部解約元本額	82,859,638円
元本の内訳	
フコク日本債券ファンド	3,178,340,610円
フコク株25大河	1,133,760,698円
フコク株50大河	1,361,841,167円
フコク株75大河	739,336,288円
2. 1口当たり純資産額	1.2064円
(10,000口当たり純資産額)	(12,064円)

(注) \*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 明治安田外国債券マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

2026年 1月15日現在

資産の部	
流動資産	

2026年 1月15日現在

預金	2,363,803
コール・ローン	8,813,515
国債証券	1,142,933,680
社債券	196,792,811
派生商品評価勘定	2,434,984
未収入金	19,266,727
未収利息	10,067,174
前払費用	3,317,680
流動資産合計	1,385,990,374
資産合計	1,385,990,374
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,979,920
未払金	18,567,012
未払解約金	70,000
流動負債合計	21,616,932
負債合計	21,616,932
純資産の部	
元本等	
元本	333,091,500
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,031,281,942
元本等合計	1,364,373,442
純資産合計	1,364,373,442
負債純資産合計	1,385,990,374

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (2) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

## (その他の注記)

2026年 1月15日現在

1. 元本の移動	
期首	2025年 7月16日
期首元本額	335,656,827円
期末元本額	333,091,500円
期中追加設定元本額	7,624,479円
期中一部解約元本額	10,189,806円
元本の内訳	
明治安田外国債券ファンド	38,658,221円
明治安田ライフプランファンド20	56,501,221円
明治安田ライフプランファンド50	96,192,104円
明治安田ライフプランファンド70	56,749,376円
フコク株25大河	25,755,720円
フコク株50大河	49,380,702円
明治安田VA外国債券ファンド(適格機関投資家専用)	4,047,841円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	2,429,356円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	1,452,593円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	1,924,366円

2026年 1月15日現在	
2. 1口当たり純資産額	4.0961円
(10,000口当たり純資産額)	(40,961円)

(注)\*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 2【ファンドの現況】

(2026年1月30日現在)

## 【純資産額計算書】

## フコク株25大河

資産総額	2,057,867,080円
負債総額	1,819,969円
純資産総額( - )	2,056,047,111円
発行済口数	1,301,737,681口
1口当たり純資産額( / )	1.5795円
(1万口当たり純資産額)	(15,795円)

## フコク株50大河

資産総額	4,010,843,298円
負債総額	1,901,952円
純資産総額( - )	4,008,941,346円
発行済口数	1,673,044,681口
1口当たり純資産額( / )	2.3962円
(1万口当たり純資産額)	(23,962円)

## フコク株75大河

資産総額	4,215,258,320円
負債総額	5,640,965円
純資産総額( - )	4,209,617,355円
発行済口数	1,254,139,997口
1口当たり純資産額( / )	3.3566円
(1万口当たり純資産額)	(33,566円)

(参考)

## 純資産額計算書

## フコク日本株式マザーファンド

資産総額	14,632,344,414円
負債総額	270,000円
純資産総額( - )	14,632,074,414円
発行済口数	2,870,899,548口
1口当たり純資産額( / )	5.0967円
(1万口当たり純資産額)	(50,967円)

## 明治安田アメリカ株式マザーファンド

資産総額	7,728,556,406円
負債総額	203,931,943円

純資産総額（ - ）	7,524,624,463円
発行済口数	726,279,853口
1口当たり純資産額（ / ）	10.3605円
（1万口当たり純資産額）	（103,605円）

#### 明治安田欧州株式マザーファンド

資産総額	3,269,222,036円
負債総額	66,849,827円
純資産総額（ - ）	3,202,372,209円
発行済口数	605,133,161口
1口当たり純資産額（ / ）	5.2920円
（1万口当たり純資産額）	（52,920円）

#### フコク日本債券マザーファンド

資産総額	8,131,364,793円
負債総額	436,755,900円
純資産総額（ - ）	7,694,608,893円
発行済口数	6,413,428,622口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1998円
（1万口当たり純資産額）	（11,998円）

#### 明治安田外国債券マザーファンド

資産総額	1,613,282,085円
負債総額	277,356,999円
純資産総額（ - ）	1,335,925,086円
発行済口数	332,985,634口
1口当たり純資産額（ / ）	4.0120円
（1万口当たり純資産額）	（40,120円）

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### （1）名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### （2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### （3）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### （４）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### （５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### （６）質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

#### （７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

###### (2) 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

###### 投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、プロダクトガバナンス推進部（プロダクト管理グループ）が中心となって行います。
4. プロダクトガバナンス委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2026年1月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類		本数	純資産総額
株式投資信託	追加型	154 本	1,937,258,882,415 円
	単位型	21 本	415,979,257,759 円
公社債投資信託	単位型	17 本	23,551,997,115 円
合計		192 本	2,376,790,137,289 円

##### 3【委託会社等の経理状況】

## 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

## 2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

	（単位：千円）	
	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金	8,955,345	9,552,621
前払費用	173,318	234,646
未収委託者報酬	1,835,703	1,826,296
未収運用受託報酬	431,223	405,189
未収投資助言報酬	9,464	2,915
その他	8,832	4,723
流動資産合計	11,413,886	12,026,392
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	1,557,378	1,507,278
器具備品	1,241,461	1,163,332
建設仮勘定	-	5,198
有形固定資産合計	798,839	675,809
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	241,134	184,197
ソフトウェア仮勘定	2,431	-
無形固定資産合計	243,565	184,197
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	3,966	1,913
長期差入保証金	300,000	300,000
長期前払費用	3,658	1,624
前払年金費用	474,192	505,299
繰延税金資産	6,588	-
投資その他の資産合計	788,405	808,836
固定資産合計	1,830,811	1,668,843
資産合計	13,244,698	13,695,236

	（単位：千円）	
	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	1,536,275	2,114,281
未払金	1,152,842	1,123,545
未払手数料	694,754	719,561
その他未払金	458,087	403,984

未払費用	53,232	46,646
未払法人税等	253,325	196,044
未払消費税等	122,386	116,556
賞与引当金	191,394	196,498
前受収益	4,400	4,400
流動負債合計	3,313,856	3,797,972
固定負債		
資産除去債務	229,016	229,506
繰延税金負債	-	28,269
固定負債合計	229,016	257,775
負債合計	3,542,873	4,055,748
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	2,012,023	1,949,722
利益剰余金合計	5,187,064	5,124,763
株主資本合計	9,701,848	9,639,547
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	23	59
評価・換算差額等合計	23	59
純資産合計	9,701,824	9,639,487
負債・純資産合計	13,244,698	13,695,236

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	2023年4月1日 2024年3月31日)	(自 至	2024年4月1日 2025年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		8,393,214		8,777,428
受入手数料		40,555		45,394
運用受託報酬		2,510,105		2,378,824
投資助言報酬		59,261		21,832
その他収益		12,000		12,000
営業収益合計		11,015,136		11,235,478
営業費用				
支払手数料		2,517,590		2,660,380
広告宣伝費		41,242		36,916
公告費		1,000		450
調査費		2,550,720		2,547,977
調査費		1,131,594		1,225,558
委託調査費		1,419,125		1,322,418
委託計算費		484,829		494,351
営業雑経費		136,903		121,497
通信費		17,625		15,212
印刷費		100,775		86,903
協会費		10,503		11,119
諸会費		7,999		8,261

営業雑費	0	0
営業費用合計	5,732,285	5,861,573
一般管理費		
給料	2,200,486	2,198,223
役員報酬	93,407	102,855
給料・手当	1,645,768	1,587,532
賞与	429,004	475,077
その他報酬給与	32,306	32,758
賞与引当金繰入	191,394	157,354
法定福利費	347,614	354,122
福利厚生費	41,992	35,350
交際費	2,434	3,048
寄付金	23,204	39,333
旅費交通費	20,599	18,859
租税公課	77,990	77,795
不動産賃借料	446,030	444,213
退職給付費用	169,112	42,092
固定資産減価償却費	199,671	206,057
事務委託費	514,821	507,633
諸経費	71,350	68,448
一般管理費合計	3,968,479	4,152,535
営業利益	1,314,371	1,221,369

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取利息	98	5,793
受取配当金	41	160
投資有価証券償還益	330	128
保険契約返戻金・配当金	12,098	12,155
雑益	1,095	1,798
営業外収益合計	3,663	10,036
営業外費用		
投資有価証券売却損	-	7
投資有価証券償還損	215	173
為替差損	766	524
雑損失	2,125	268
営業外費用合計	3,107	973
経常利益	1,314,926	1,230,432
特別損失		
減損損失	-	214,968
税引前当期純利益	1,314,926	1,215,464
法人税、住民税及び事業税	331,791	329,874
法人税等調整額	70,102	34,874
法人税等合計	401,893	364,748
当期純利益	913,033	850,715

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				株主資本 合計
	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,506,551	4,681,593	9,196,377
当期変動額					
剰余金の配当			407,562	407,562	407,562
当期純利益			913,033	913,033	913,033
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	505,471	505,471	505,471
当期末残高	83,040	3,092,001	2,012,023	5,187,064	9,701,848

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	395	395	9,195,981
当期変動額			
剰余金の配当			407,562
当期純利益			913,033
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	371	371	371
当期変動額合計	371	371	505,842
当期末残高	23	23	9,701,824

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				株主資本 合計
	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,012,023	5,187,064	9,701,848
当期変動額					
剰余金の配当			913,016	913,016	913,016
当期純利益			850,715	850,715	850,715
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	62,300	62,300	62,300
当期末残高	83,040	3,092,001	1,949,722	5,124,763	9,639,547

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	23	23	9,701,824
当期変動額			

剰余金の配当			913,016
当期純利益			850,715
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	36	36	36
当期変動額合計	36	36	62,337
当期末残高	59	59	9,639,487

## [注記事項]

## （重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
2. 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
4. 重要な収益及び費用の計上基準 投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額を収益として認識しています。

## （貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	167,991千円	218,091千円
器具備品	326,602千円	398,589千円

## （損益計算書関係）

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	2,098千円	2,155千円

## 2減損損失関連費用

当社は次の資産グループについて減損損失を計上しました。

ソフトウェア	14,968千円
--------	----------

当社はすべての資産を一体としてグルーピングをしておりますが、2025年1月14日の経営会議における一部システムの解約の決議に伴い、当該システム利用に付随する資産については、別途グルーピングを実施しております。

当該資産グループは当該システムの解約が決定したことに伴い、除去が決定していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。当該資産グループの回収可能価額は他の転用や売却が困難であることから0円としております。

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通 株式	407,562,573円	21,579円00銭	2023年 3月31日	2023年 6月29日

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	913,016,467円	48,341円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

#### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

#### 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通 株式	913,016,467円	48,341円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	850,708,254円	45,042円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月27日

#### (リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1年内	476,805	455,285
1年超	158,935	1,965,429
合計	635,740	2,420,715

#### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。未収入金は、取引先の信用リスクに晒されており、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価額の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。差入保証金は、賃貸借契約先に対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

す。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び・償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金、未払手数料及びその他未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 其他有価証券	3,966	3,966	-
(2) 長期差入保証金	300,000	270,690	29,309
資産計	303,966	274,656	29,309

当事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 其他有価証券	1,913	1,913	-
(2) 長期差入保証金	300,000	253,900	46,099
資産計	301,913	255,813	46,099

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	3,008	-
長期差入保証金	-	300,000	-	-
合計	-	300,000	3,008	-

当事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	970	-
長期差入保証金	-	-	300,000	-
合計	-	-	300,970	-

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				

その他の有価証券	-	3,966	-	3,966
資産計	-	3,966	-	3,966

当事業年度 (2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券	-	1,913	-	1,913
資産計	-	1,913	-	1,913

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度 (2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	270,690	270,690
資産計	-	-	270,690	270,690

当事業年度 (2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	253,900	253,900
資産計	-	-	253,900	253,900

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2024年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,211	1,000	211
小計	1,211	1,000	211
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,755	3,000	245
小計	2,755	3,000	245
合計	3,966	4,000	33

当事業年度 (2025年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-

小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,913	2,000	87
小計	1,913	2,000	87
合計	1,913	2,000	87

## 2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	992	-	7

## 3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	231,980	千円
退職給付費用	169,112	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	73,100	"
前払年金費用の期末残高	474,192	"

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	817,801	千円
年金資産	1,292,266	"
	474,465	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	474,192	"
前払年金費用	474,192	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	474,192	"

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 169,112 千円

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	474,192	千円
退職給付費用	42,092	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	73,199	"
前払年金費用の期末残高	505,299	"

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	784,075	千円
年金資産	1,289,647	"
	505,572	"

非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	505,299	〃
前払年金費用	505,299	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	505,299	〃

(3) 退職給付費用  
簡便法で計算した退職給付費用 42,092 千円

(ストック・オプション等関係)  
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	58,605	千円	60,357	千円
未払事業税	18,407	〃	12,282	〃
資産除去債務	70,124	〃	72,340	〃
ソフトウェア	88,151	〃	72,897	〃
未払賃借料	10,592	〃	-	〃
その他	30,106	〃	36,191	〃
繰延税金資産小計	275,987	〃	254,068	〃
評価性引当額	70,124	〃	72,340	〃
繰延税金資産合計	205,863	〃	181,728	〃
繰延税金負債				
資産除去費用	54,076	〃	50,727	〃
前払年金費用	145,197	〃	159,270	〃
繰延税金負債合計	199,274	〃	209,997	〃
繰延税金資産の純額	6,588	〃	28,269	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
前事業年度および当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」（令和5年法律第69号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の30.62%から、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。この税率変更により繰延税金資産は1,579千円増加、繰延税金負債は5,862千円増加し、法人税等調整額も4,283千円増加しております。

(持分法損益等)  
該当事項はありません。

(企業結合等関係)  
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)  
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時（15年）としており、割引率は0.214%を適用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
期首残高	228,527	千円	229,016	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	〃	-	〃
時の経過による調整額	489	〃	490	〃

資産除去債務の履行による減少額	-	〃	-	〃
期末残高	229,016	〃	229,506	〃

（賃貸等不動産関係）  
該当事項はありません。

（収益認識関係）

- 顧客との契約から生じる収益を分解した情報  
「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。
- 収益を理解するための基礎となる情報  
「注記事項（重要な会計方針）の4.重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

- 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	8,393,214	40,555	2,510,105	59,261	12,000	11,015,136

- 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

- 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

- 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	8,777,428	45,394	2,378,824	21,832	12,000	11,235,478

- 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

- 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業 の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者 との関係	取引 の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	明治安田 生命保険 相互会社	東京都 千代田 区 丸の内 2-1-1	50,000	生命 保険 業	(被所有) 直接 100	資産運用 サービスの 提供、信 託の取扱 及び兼 任	運用受託報酬	523,182	未収 運用受託 報酬	299,061
							支払手数料	592,043	未払 手数料	204,453

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業 の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者 との関係	取引 の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	明治安田 生命保険 相互会社	東京都 千代田 区 丸の内 2-1-1	-	生命 保険 業	(被所有) 直接 100	資産運用 サービスの 提供、信 託の取扱 及び兼 任	運用受託報酬	503,648	未収 運用受託 報酬	268,290
							支払手数料	648,559	未払 手数料	230,821

(注1) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

(注2) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	513,677円38銭	510,376円85銭
1株当たり当期純利益金額	48,341円91銭	45,042円38銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

## 1株当たり純資産額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	9,701,824	9,639,487
普通株式に係る純資産額(千円)	9,701,824	9,639,487
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	18,887	18,887
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	18,887	18,887

## 1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益(千円)	913,033	850,715
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	913,033	850,715
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887	18,887

(重要な後発事象)  
該当事項はありません。

## 委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第1条第1項第3号並びに同規則第282条・第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

中間財務諸表  
中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (2025年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	8,020,024
未収委託者報酬	1,963,669
未収運用受託報酬	694,199
未収投資助言報酬	1,893
その他	355,142
流動資産合計	11,034,928
固定資産	
有形固定資産	
建物	1,482,227
器具備品	1,134,343
建設仮勘定	88,391
有形固定資産合計	704,962
無形固定資産	
ソフトウェア	150,484
ソフトウェア仮勘定	15,301
無形固定資産合計	165,785
投資その他の資産	
投資有価証券	3,278
長期差入保証金	300,000
長期前払費用	20,215
前払年金費用	542,723
投資その他の資産合計	866,217
固定資産合計	1,736,965
資産合計	12,771,894

(単位：千円)

当中間会計期間末  
(2025年9月30日)

負債の部

流動負債	
預り金	1,635,221
未払手数料	771,149
未払法人税等	196,173
賞与引当金	210,044
その他	<sup>2</sup> 484,301
流動負債合計	3,296,889
固定負債	
資産除去債務	229,752
繰延税金負債	46,407
固定負債合計	276,159
負債合計	3,573,049
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,508,829
利益剰余金合計	4,683,870
株主資本合計	9,198,654
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	190
評価・換算差額等合計	190
純資産合計	9,198,844
負債・純資産合計	12,771,894

## 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2025年4月1日	
至 2025年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	4,418,586
受入手数料	22,634
運用受託報酬	1,200,495
投資助言報酬	4,382
その他収益	13,350
営業収益合計	5,659,449
営業費用	
支払手数料	1,397,593
その他営業費用	1,568,788
営業費用合計	2,966,382
一般管理費	<sup>1</sup> 2,120,034
営業利益	573,032
営業外収益	<sup>2</sup> 10,652
営業外費用	45
経常利益	583,639
税引前中間純利益	583,639
法人税、住民税及び事業税	155,801

法人税等調整額	18,023
法人税等合計	173,824
中間純利益	409,815

中間株主資本等変動計算書  
当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当中間期変動額	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-
中間純利益	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	83,040	3,092,001	1,949,722	5,124,763	9,639,547
当中間期変動額	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	850,708	850,708	850,708
中間純利益	-	-	409,815	409,815	409,815
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	440,893	440,893	440,893
当中間期末残高	83,040	3,092,001	1,508,829	4,683,870	9,198,654

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	59	59	9,639,487
当中間期変動額	-	-	-
剰余金の配当	-	-	850,708
中間純利益	-	-	409,815
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	250	250	250
当中間期変動額合計	250	250	440,643
当中間期末残高	190	190	9,198,844

## [注記事項]

## （重要な会計方針）

当中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
2. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～20年 (2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

- (1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当中間会計期間に見合う支給見込額に基づき計上しております。
- (2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。

## 4. 重要な収益及び費用の計上基準

投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額を収益として認識しています。

## (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2025年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	243,141千円
器具備品	430,965千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

## (中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	60,521千円
無形固定資産	34,948千円
2 営業外収益のうち主なもの	
保険契約返戻金・配当金	1,999千円
受取利息	7,391千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
普通株式	18,887株	-	-	18,887株	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	850,708,254円	45,042円00銭	2025年3月31日	2025年6月27日
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。					

## (リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料  
(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1年内	452,356
1年超	1,731,421
合計	2,183,777

(注) 中途解約不能な定期建物賃借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金及び未払手数料は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	3,278	3,278	-
(2) 長期差入保証金	300,000	252,843	47,156
資産計	303,278	256,121	47,156

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計

投資有価証券	-	-	-	-
その他の有価証券	-	3,278	-	3,278
資産計	-	3,278	-	3,278

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	252,843	252,843
資産計	-	-	252,843	252,843

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間末(2025年9月30日)

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,298	2,000	298
小計	2,298	2,000	298
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	979	1,000	20
小計	979	1,000	20
合計	3,278	3,000	278

2. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券  
該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券  
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)  
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)  
該当事項はありません。

(企業結合等関係)  
該当事項はありません。

(持分法損益等)  
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間(自2025年4月1日至2025年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	229,506千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	245千円
当中間会計期間末残高	229,752千円

(賃貸等不動産関係)  
該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他	合計
外部顧客への売上高	4,418,586	22,634	1,200,495	4,382	13,350	5,659,449

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり純資産額	487,046円36銭
1株当たり中間純利益金額	21,698円26銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益金額(千円)	409,815
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	409,815
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ( 1 ) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ( 2 ) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ( 3 ) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（ 4 ）（ 5 ）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ( 4 ) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ( 5 ) 上記（ 3 ）（ 4 ）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

### ( 1 ) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

### ( 2 ) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### ( 1 ) 受託会社

( 2025年3月31日現在 )

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### ( 2 ) 販売会社

( 2025年3月31日現在 )

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
富国生命保険相互会社	136,000	日本において、保険業法に基づき、生命保険業務を営んでいます。

基金および基金償却積立金の合計

#### ( 3 ) 投資顧問会社

マザーファンドの運用の一部を委託している投資顧問会社として、以下の法人があります。

<フコク日本株式マザーファンドおよびフコク日本債券マザーファンド>

（2025年3月31日現在）

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
富国生命投資顧問株式会社	498	日本において、内外の有価証券等にかかる投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を行っています。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

受託銀行として、信託財産の保管・管理・計算、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。

### (2) 販売会社

販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

### (3) 投資顧問会社

投資顧問会社として、運用指図に関する権限の一部の委託を受けて、投資判断・発注等を行います。

## 3【資本関係】

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

該当事項はありません。

(参考情報：再信託受託会社の概要)

### 1. 名称、資本金の額および事業の内容

（2025年3月31日現在）

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社日本カストディ銀行	51,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## 2. 関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

## 3. 資本関係

該当事項はありません。

## 第3【その他】

(1) 目論見書の表紙等に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー、投資家あるいは受益者向けメッセージ等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。

- (2) 交付目論見書の表紙に、以下の内容を記載することがあります。
- ・ 金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
  - ・ 目論見書の使用開始日
  - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額
  - ・ 詳細情報の入手方法
    - 委託会社のホームページアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含まれます。）、電話番号および受付時間等
    - 請求目論見書の入手方法および投資信託約款（以下「約款」という。）が請求目論見書に掲載されている旨
  - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載する場合があります。
    - 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
    - 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
  - ・ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
  - ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
  - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
  - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- (3) 届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主たる内容を要約し、「1. ファンドの目的・特色」、「2. 投資リスク」、「4. 手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5) 交付目論見書の「3. 運用実績」に委託会社のホームページアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含まれます。）を掲載することがあります。またこれらのアドレスにアクセスすることにより最新の運用状況を入手できる旨を記載することがあります。
- (6) 請求目論見書に約款を掲載し、届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで届出書の内容とすることがあります。
- (7) 届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解に資するため、当該内容を説明した図表等を付加し、交付目論見書に記載することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (9) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (10) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。
- 「投資信託説明書（目論見書）」
  - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
  - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (11) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

**独立監査人の監査報告書**

2025年6月3日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 三輪 登信

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 小林 広樹

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

**財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年9月19日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

森重 俊寛

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

長澤 茂宣

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフコク株25大河の2024年7月17日から2025年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フコク株25大河の2025年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年9月19日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長澤 茂宣

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフコク株50大河の2024年7月17日から2025年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フコク株50大河の2025年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年9月19日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長澤 茂宣

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフコク株75大河の2024年7月17日から2025年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フコク株75大河の2025年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の中間監査報告書**

2025年11月14日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 三輪 登信

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 小林 広樹

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2026年3月19日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長澤 茂宣

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフコク株25大河の2025年7月16日から2026年1月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フコク株25大河の2026年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年7月16日から2026年1月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積り

の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2026年3月19日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長澤 茂宣

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフコク株50大河の2025年7月16日から2026年1月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フコク株50大河の2026年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年7月16日から2026年1月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積り

の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2026年3月19日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長澤 茂宣

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフコク株75大河の2025年7月16日から2026年1月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フコク株75大河の2026年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年7月16日から2026年1月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積り

の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。